

令和8年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月4日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
金子 浩 二 君	6
大 谷 純 一 君	14
酒 卷 広 明 君	23
橋 本 和 之 君	33
○次会日程の報告	42
○散会の宣告	42
散 会 (午前11時46分)	42
第2日 3月5日(木曜日)	
○議事日程	43
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者の職氏名	44
開 議 (午前 9時00分)	46
○開議の宣告	46

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第12号～議案第16号の一括上程、説明	79
○次会日程の報告	88
○散会の宣告	88
散 会 (午前11時52分)	88

第9日 3月12日(木曜日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○職務のため出席した者の職氏名	90
開 議 (午前9時00分)	91
○開議の宣告	91
○議案第12号～議案第16号の委員長報告、討論、採決	91
○閉会中の継続調査の申し出	93
○町長挨拶	93
○閉会の宣告	95

閉 会 (午前 9時16分) 95

令和8年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月26日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和8年3月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	卷	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	森		雅	哉	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和8年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年3月4日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君					
副	町	長	宗	川	正	樹	君				
教	育	長	田	島	育	子	君				
総	務	課	長	茂	木	久	史	君			
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君	
会	計	管	理	者	兼						
税	務	会	計	課	長	大	谷	英	希	君	
住	民	生	活	課	長	高	田	充	之	君	
保	健	福	祉	課	長	久	保	田	新	一	君

産業振興課長兼 農業委員会長 事務局局長	赤	井	聡	君
建設下水道課長	坂	部	三男	君
都市整備課長	大	川	智之	君
教育委員会長 事務局局長	森	田	晃央	君
監査委員	森	田	和信	君
農業委員会会長	蛭	間	泰四郎	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局局長	下	山	智徳
書記	山	邊	悠以
書記	鈴	木	貴士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(森 雅哉君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の承認3件、条例制定2件、条例改正4件、補正予算5件、人事案件1件、議員発議1件、令和8年度予算5件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、2件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和7年度10月分から12月分までが監査委員よりなされております。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 金子 議員

4番 橋本 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(森 雅哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの9日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（森 雅哉君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、金子議員の登壇を許可いたします。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、金子浩二でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めの質問は、町民の健康促進を図るとともに、町内外からの人を呼び込み、将来的には観光振興にもつなげていく取組みとして、ウォーキングの周回コースを整備することについてお伺いいたします。この質問は、町民の方との何気ない会話の中で得たヒントを基に、町に投げかける質問になります。

本町では、近い将来、高齢化が進む中で健康寿命を延ばし、介護を予防することが大きな課題になってくると思います。一方、人口減少への対応として、町外から人を呼び寄せ、交流人口や関係人口を増す視点も今後のまちづくりには欠かせません。おもてなしマラソンやウォーキングなどを活用して、健康づくりと観光振興を一体的に進める取組み、いわゆる健康になるまちづくりが今後必要とされているのではないのでしょうか。ウォーキングは、高齢者だけではなく子育て世代や働き世代、町外の方にとっても気軽に参加しやすい運動になります。私自身も、健康維持のために、日常的に田んぼの中を歩いております。毎年、新春あるけあるけにも参加しております。ですが、夜間は田んぼの中は周囲が真っ暗となるため、遠くから車が近づいてきた際に、運転手に自身の存在がちゃんと把握、認識されているのか、毎回不安を感じております。実際に、先日もウォーキング中に車にはねられ、命を落とされたという事故が発生しております。そのため、交通量の多い県道などを横断しないで済むコースが理想的であると考えます。

近隣自治体に目を向けますと、邑楽町の多々良沼周辺や館林市の城沼周辺では周回コースが整備され、健康づくりの場として、同時に散策や観光、地域の魅力を感じられる場として多くの方が活用されております。こうした先行事例を参考にしながら、本町においてもいきなり整備するのではなく、まずはおおむね5キロ、所要時間1時間程度のウォーキング周回コースを設定し、期間を限定した社会実験として実施してみてもどうかと考えます。既存の道路や公園、公共施設、自然環境などを活用することで、比較的少ない費用での実施も可能ではないかと考えます。このような取組みを社会実験として行うことについて、町としてどのような目的や効果を想定できるのか、基本的な考えをお伺いいたします。高橋町長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご質問にお答えしたいと思います。

ウォーキングは、特別な設備や道具、費用を必要とせず、誰もが気軽に取り組める健康に有効な運動と考えております。ご提案のウォーキング周回コースについてですが、既存の道路や遊歩道、公園、利根川の堤防、里山やフットパス、また歴史的文化財など、町内には四季や歴史を感じられる環境が多くあることから、これらの資源を活用したウォーキングコースを設定することにより、運動習慣のきっかけづくりに役立ち、町民の健康づくりへの意識向上や外出機会の創出などの効果が期待できるものと考えております。

本町においても、これまで町ホームページにおいてウォーキングコースの紹介を行い、健康づくりの推進に努めてまいりましたが、その取組みを更に発展させ、既存の遊歩道や観光スポットなどを組み合わせ、新たなウォーキングコースの設定を進めてまいりたいと考えております。

ウォーキングコースの設定に当たりましては、社会実験とまではいきませんが、ウォーキングコースを実際に歩いていただいた方のご意見を反映させることは重要なことですので、「1万歩の会」などの町内のウォーキングクラブの皆様などに協力をお願いし、試行的にコースを歩いていただきご意見を伺うなど、実態に即した検証を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。ウォーキングコースについては、町外からの利用も想定すると、安全対策や交流人口の受入れ態勢の充実が重要になってきます。ウォーキング周回コースを観光資源として活用するためには、単なる歩行ルートの提供だけでなく、地域の自然、歴史、文化、特産品といった魅力を伝えるコースを工夫されることが欠かせないと思います。例えばコース途中に見どころを紹介する案内板の設置や、スタンプラリーの開催などを通じて、町内滞在時間や消費の増加が期待できるように取り組んでいければと思います。こうした取組みについて、町の見解をお伺いいたします。高橋町長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご提案のありました、ウォーキングコース内に見どころを紹介する案内板の設置や、スタンプラリーの開催などについてですが、町民だけでなく、町外からの誘客や滞在時間の延長につなげるためには、周辺自治体の魅力的なウォーキングコースに負けないような、独自の付加価値や観光資源との連動が不可欠であります。観光資源については、なかさとキャンプ場や赤岩宿再生事業等を進めているところですので、これらと連携し、周遊コースとして設定できれば楽しいコースになると思っております。

「ウォーキング」そのものを主目的として、町内外からの多くの方を呼び込み、長時間滞在してい

ただくことは、消費の増加が見込まれるだけでなく、町の魅力を知ってもらう絶好のチャンスでもあります。そのためにも、まずはウォーキング周回コースとなる既存の道路や遊歩道、公園などの安全管理を徹底し、けがなく安全にウォーキングが楽しめるよう対策を図りながら、更にまちの見どころを組み込み、その紹介も兼ねられるように先進事例を調査研究してまいりたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） これから調査研究をされていきたいという答えだったのですけれども、社会実験の成果の検証と将来への展開が重要だと考えております。参加者や町外からの来訪者、参加者の声などを把握して分析し、効果や課題を客観的に評価して、そのデータを今後事業展開に活用し、持続可能なまちづくりを目指していければと考えております。これらの検証を踏まえて、健康になるまちづくりについて、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご質問にお答えいたします。

新たなウォーキングコースの設定が、ウォーキングをきっかけとした意識的な健康づくりの一助になればと考えております。歩きたくなるようなウォーキングマップの作成や、町広報紙やホームページなどによるさらなる周知を図るなど、情報発信にもより力を入れてまいりたいと考えております。また、今後、計画策定などでアンケートを実施する際に、ウォーキングに関する事項も含めた健康づくりに関する意識についても調査し、健康づくりに関する施策に反映できればと考えております。

健康になるまちづくりについてですが、本町では「生涯にわたって心身ともに元気に健康で暮らせるまちづくり」を基本理念に、町民の皆様の健康寿命の延伸と生活習慣病の発症予防と重症化予防を目標として、各事業に取り組んでいるところであります。具体的には、生活習慣病予防に向けた各種健診の受診率向上のための取組みや、「1万歩の会」をはじめとした各種健康教育、家庭訪問等による保健指導等、ウォーキングのような運動だけではなく、食生活や生活習慣の改善など多面的に取り組んでおります。更に健康づくりを進展させていくためには、町民の皆様が日々の暮らしの中で、無理なく楽しみながら、日常生活の一部として健康づくりに取り組める環境を整えていくことが重要であると考えております。

今後は、これまでの取組みを土台としながら、健康行動のきっかけづくりとなるよう様々な工夫や改善を重ねていくことが大切であると認識しております。また、保健センターをはじめ、関係部署が連携しながら、健康づくりの取組みや情報発信を継続し、町民の皆様の生活の質の向上や安心して住み続けられるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。総合的に健康づくりについて考えていただいているということで、ありがとうございます。健康づくりをきっかけとして町に人が訪れ、本町の魅力に触れてもらうことは、観光振興や地域活性化につながる大きな可能性を持っていると考えております。まずは、小規模に取組みを進め、実際の効果を丁寧に検証しながら、本町に最も適した形で発展させていくことが重要になると考えております。そのためにも、まずはウォーキング周回コースの社会実験を前向きに検討していただきたいと要望いたします。

続いて、次の質問になります。幼稚園と保育園を統合し、こども園としたことによる効果と結果についてお伺いいたします。本町におきましては、少子化の進行や核家族化、共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、従来の幼稚園と保育園という枠組みだけでは、市民の多様なニーズに十分応え切れない状況があったものと認識しております。こうした背景の下、本町では幼稚園と保育園を統合し、教育と保育を一体的に提供するこども園としての運営が進められてきました。

そこで、まずこども園として運営してきたこれまでの取組みを踏まえ、子供たちの育ちや生活環境、教育、保育の質の向上という点において、どのような結果や効果があったか、またそれを評価しているのか、基本的な見解をお伺いいたします。森田局長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

こども園は、幼稚園的機能と保育園的機能の両方を併せ持つ施設であるため、教育と保育を一体的に提供するものでございます。本町は、保育園と幼稚園を統合した幼保連携型認定こども園であり、その最大の特徴は、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育の両方を受けられる点でございます。そして、幼稚園的機能に保育園の長時間お預かりする延長保育が備わり、共働き世帯も安心して利用することができます。更に、育児休暇中も上のお子さんをそのまま預けられるなど、継続利用が可能となっております。

また、園児にとりましては、ゼロ歳児から5歳児までの子供が同一の施設内で過ごすことで、異年齢交流を行いやすい環境があり、年上の子と関わることで刺激を受けたり、年下の子と関わることで思いやりの気持ちを育んだり、互いに成長し合う姿が見られるようになりました。

以上、保護者と園児の利点を申し上げましたが、待機児童の解消や、異年齢交流による社会性の育成、幼稚園の教育と保育園の長時間保育という双方の長所を生かした柔軟的な利用が可能になりましたことは、評価いただける点ではないかと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。先ほどの答弁と重複することがあると思うのですけ

れども、保護者の立場から見ると、こども園への移行によって入園や利用の手続きが分かりやすくなったのか。

あと、就労状況の変化に応じて柔軟に利用できるようになったのか、利便性の向上の面で効果があったか伺います。

更に、保護者アンケートなどで把握している評価や意見があれば、その内容についても説明をお願いいたします。森田局長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

まず、入園の手続きについては、これまで各幼稚園、保育園で行っていたものを一元化し、教育委員会事務局で受付を行っております。一方で、認定区分により、園の利用可能な時間が異なりますので、提出書類が複数になりますけれども、簡素化を図るべく研究を行っております。

次に、保護者の就労状況への対応ですけれども、具体的な例を申し上げますと、仕事を辞めた場合や復職した場合でも、1号認定と2号認定を切り替えることで、お子さんを継続して預けることができます。また、産休、育休を取得している期間であっても、上のお子さんを預けることが可能なことから、子供の生活の継続性が保たれやすくなっており、保護者の安心感につながっていると思いますので、利便性の向上が図られていると考えます。

次に、保護者アンケートですが、東西こども園は平成31年4月1日に開園し、その年の7月に第1回目のアンケートを実施しました。園評価での意見は、幼稚園と保育園との違いを実感し、環境の変化に戸惑いを感じている内容が多数ありました。具体的には、クラスだよりの回数や行事の内容、リズムや散歩の回数、使用する教材、施設の違いなどをご指摘いただきました。12月の第2回園評価では、不安や違いを指摘する意見が減少し、子供の成長を喜ぶ意見が増加いたしました。こども園は、開園から7年が経過しましたがけれども、最近の保護者アンケートでは、お子さんが園生活を楽しんでいる様子や、お子さんの成長が分かるという評価を多くいただいております。開園当初のご意見とは内容が変化している状況でございます。いずれにいたしましても、保護者からのご意見を真摯に受け止め、今後の園運営に生かしてまいりたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 先ほどのアンケートについてなのですが、最初のアンケートは、あまりなかなか評価がよくなかったというのですか、戸惑いがあるアンケートだったのですが、それがどんどん、こども園を運営していく7年たつに当たってアンケートの評価がよくなってきた。この点については、どういう取組みをしてきたから、そういう保護者からのアンケートがよくなってきたのか、どう感じておりますか。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、やはり違うスタイルといえますか、保育園と幼稚園が重なったことによって、議員のお言葉にもありましたとおり、やはり戸惑いがあったのかなと。そんな中で、子供たちの様子を見ていますと、やはり子供はすごく順応性があるのだろうと。やはりいろんな変化に、今もそうですけれども、すごく対応が早いと。

そんな中で、やはり戸惑いがあったのは保護者さんのほうだと思います。確かに今まで幼稚園スタイル、保育園スタイルで預けていた部分が統合されたことによって、先ほども答弁いたしましたけれども、いろんな部分で回数の違いであったりとか、保育がメインだったのが教育も入れてというところもありましたので、非常に保護者さんの的には戸惑いがあったのかな。いずれにいたしましても、子供たちの順応性を見ますと、こちらの幼保連携型のこども園になって、保育も教育も受けられるという利点は、非常に先ほど申し上げたとおり利点があったのかなと、評価いただいている部分かなとっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。

続いて、運営面や財政面について質問いたします。施設や人員の統合によって、管理運営が効率化され、人的、財政的な負担が軽減されたと考えられますが、実際にはどれほどの効果があったのか、また当初の目標がどの程度達成されているのか、見解をお聞かせください。

それと、こども園への移行に当たって、新たな課題や現場での負担が発生している可能性もあると思います。職員の業務内容や役割の変化、専門性の確保、人材育成の方針など、いろいろな課題があると思いますが、それらについてもお伺いいたします。森田局長。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

まず、財政面についてですが、幼稚園、保育園時代とこども園の開園後を比較しますと、人件費が増加しております。要因といたしましては、会計年度任用職員の処遇改善が図られ、人事評価による昇給や賞与が支給されるようになりました。

また、園児の年齢に応じて、職員の配置基準も変化しております。この基準は、子供の安全確保と保育の資質向上のため国が定めた最低基準であると同時に、本町ではきめ細やかな教育、保育の実施を念頭に職員を配置しております。更に、特性のあるお子さんを多くお預かりしておりますので、個々の状況に応じた手厚い保育体制を取っております。

反面、施設が統合されたことによりまして管理運営費は抑制されておりますが、施設の老朽化が顕著でありまして、毎年度、様々な修繕を行っている状況でございます。

次に、業務内容の変化についてですが、教育、保育の両面に関わる指導案、幼児記録等の書類作成などが必要になりました。しかし、保護者の就労状況と幼児教育を取り巻く環境の変化、そして様々なニーズにより、乳児の段階からこども園に預けるご家庭が増えており、長時間保育のため、余裕を持った書類作成が難しい状況にあります。更に、向上心や意欲のある職員も多いことから、研修の機会を多く設け、専門性のある知識習得を図りたいところではございますが、長時間保育に対応しておりますので、研修を優先することは控えております。

そして、長時間保育に伴うシフト編成、職員の配置基準の遵守を考慮しまして、適宜職員を募集しておりますが、募集に対する応募が少なく、教職員の世界と同様でございますけれども、人材不足が顕著であり、人材確保が課題となっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 統合によって、人的、財政的な負担が軽減されるかなと思ったのですが、なかなかそうにはならなかったという結果になっているわけですね。それと、職員の仕事の量も、なかなか人が集まらなくて足りないという状態で考えておられるのですか。分かりました。

最後に、今後のこども園運営の方向性についてお聞きいたします。これまでの成果と課題を踏まえて、今後、より質の高い教育、保育を提供するために、どのような改善や充実を図っていくのか。また、地域全体で子供を育てていくという観点から、こども園が本町において果たす役割を今後どのように発展させていくのか、町の方針をお示してください。田島教育長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 改めまして、皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。

では、ご質問にお答えいたします。こども園の教育、保育は、子育ての基本だと思っています。そして同時に、こども園で習得したことが、それ以降の人生の学びに大いに役立つものだというふうに考えております。

非認知能力、県が目標に掲げていますウェルビーイングというのは、小さい頃から多くの人と接することによって、大人に認めてもらい、自己肯定感や自己有用感が高まることによって育成されていきます。そして、たくさんの体験をしながら育つ過程において、自分の好きなことを発見して、生きがいや生きるすべを学ぶこととなります。まさしく、こども園での様々な経験は、生涯教育の土台となっていくと考えられます。

学びには、しっかりした土台が必要です。しっかりした土台を築くためには「学び方を学ぶ」、そういう時間が必要不可欠です。この学び方を習得した人が、その先、県で言う始動人として自ら自主的に学ぶ楽しさを体験していくわけです。この学び方の土台を築く場として、こども園の役割はとて

も大きな意味を持つと考えています。多くの園児の中で生活することで、社会にはルールがあること、悔しいことがあっても乗り越えることによって新しい目標ができること、学びは楽しいなという感覚を身につけること、それらを学んでいく、そういう場でもあります。こども園の先生は、園の生活の中で、非認知能力が自然に身につくように環境構成を常に考えて支援しております。

先ほど地域全体での子育てという観点からというお話がありましたので、例として、何回もちょっとお話ししているのですけれども、スマホやゲームの話をしていただければと思います。前にも申し上げましたとおり、全国学力・学習状況調査の質問紙の結果からなののですけれども、本町の小中学生は、ほかの市町村に比べまして、1日のうちのスマホやゲームに費やす時間が4倍近く多い。そして、必然なののですけれども、家庭での学習時間がすごく少ないということが分かっています。中学生の目標でも、中学校の廊下を歩いていますと、たくさん目につくののですけれども、「スマホ時間を減らしたい」とか、「睡眠時間を十分に増やしたい」とか、「勉強時間を決めて頑張りたい」という、そんな目標が目にとまります。中学生もいろいろ考えているのだなというふうに思うのですけれども、中学生までに身につけてしまった、改めたいなと考える生活習慣を中学生になって変えるのは、本当に非常に心の負担が大きいということも分かっております。

この大きな課題につきましては、町全体で考える必要があると思っております。こども園の先生も小中学校の先生も、課題解決に向けて一生懸命頑張りますけれども、やはり家庭の力、地域の力が大きく影響しているのは間違いありません。そこで、町全体が子育てについて共通理解を行い、同じ目標に向かって進んでいくようなコミュニティシステムが必要ではないかなというふうに考えております。そして、そのシステムを、全体こんな感じというのを今ちょっとまとめ上げたところでございます。あと、先日はこども園に出向きまして、保護者会のときに、ちょっとそういう実情とか、こども園の保護者の方にお話ししたいことなどを話してまいりました。

あと、小中一貫校がもう目の前に来ていますので、これも何回も申し上げているのですけれども、義務教育9年間だけではなくて、こども園の3歳児からの12年間をつなぐ、そういう教育課程の作成もスタートしたところでございます。こども園での経験が、小中の学びのどこにつながるのか、それを視覚的に捉えられるように、教科別の年間指導計画を一覧表にしたいと思っております。

既に議員の皆様にも参観していただきましたけれども、こども園における英語活動は、子供たちが楽しみながら英語を学ぶ場として、指導内容がよくまとまっております。それを生かしながら、小学校につなげるためにはどうすればよいのか、それから英語活動から授業に移る小6から中1のギャップをなるべく軽くするにはどうつなげたらよいのか、そういうことなども専門家を交えながら検討が始まったところでございます。

これからのこども園は、スクラップ・アンド・ビルドという考え方で進めていきたいなというふうに思っています。こども園の特色を前面に出しつつ、大切にしたいものの内容を変えながら残しつつ、新しい風を取り入れる、そんなふうにしていきたいと思っております。そして、もう本当に最大であ

り最終の目的であるのですけれども、子供たちが「今日、楽しかったよ」、「あしたも行きたい」というふうに見えるようなこども園を目指していきたいと思えます。具体的には、ちょっといろいろ頭の中には考えているのですけれども、まだこの場でちょっとお話しできるような内容ではありませんので、また具体化しましたらご相談させていただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 教育長、ありがとうございます。本町のスマホ時間が、ほかよりも4倍ぐらい多いという、中学生から生活習慣を変えるというのは難しいという答弁でしたけれども、そこら辺はもうこども園のところから基本生活習慣を変えていく、外で遊ばせる。本町には、この2月1日にスケートボードパークですか、いい施設ができましたので、こども園のカリキュラムに取り入れてもらってスケボーを、それでこの間もオリンピックありましたけれども、オリンピックで活躍できるような選手を育てられたらいいかなと、健康づくりの町になるのかなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

こども園は、単なる施設の統合にとどまるものではありません。千代田町の将来を担う子供たちが健やかに成長できるように、非常に重要な基盤であると認識しております。これまで積み重ねてきた取組みについては、引き続き丁寧に検証し、その結果を十分に生かしながら、町民の皆様が安心して子育てできる環境づくりに結びつけていただきたいと思います。更に、現在進められている小中一貫統合事業についても、こども園の取組みで得られたいい点を積極的に反映し、よりよい教育環境の実現につなげていくことを強く要望いたします。

以上で、議席番号3番、金子浩二の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（森 雅哉君） 以上で3番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、大谷議員の登壇を許可いたします。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 9番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、本町の進める小中一貫校設立建設における現時点での考え方について質問したいと思います。最初の質問は、建物のイメージ図というのが以前配られたのですが、小学校棟と中学校棟それぞれ1つずつあり、漢字の「二」の字を結ぶイメージ図、これイメージだったのですけれども、つまり現在の西小学校のような配置図だったものが、令和7年9月4日の全員協議会では一体型の案が示されました。ご承知のとおり、建物西側が小学校棟、中央部のラーニングコモンズを挟んで東側は中学校棟というようなことになりました。その際に、教育長からラーニングコモンズとは何かなどのご説

明をいただいたところでございます。

そこで、連棟型ではなく一体型にかじを切ったメリットとデメリットはどのようにお考えか。

また、現状の計画では中学校の武道館、体育館をそのまま残し、新規建物に小学校用の新体育館を併せて建設するような計画ですが、体育の際の体育館や校庭の使い方のやりくりはうまく運用できるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えする前にということで、ちょっと一言お願いがあります。小中一貫校建設につきましては、過去に説明させていただいた内容もでございます。重複する案件は、ポイントを絞ってお答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、現在進行形で検討途中の内容もでございます。詳細をお答えできない案件につきましては、ご容赦いただくと非常にありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、ご質問にお答えいたします。この件に関しましては、昨年5月19日開催の議会全員協議会におきまして、少しだけご説明させていただいた経緯がございますので、ポイントを絞ってお答えさせていただきます。大谷議員がおっしゃるとおり、当初は小学校棟と中学校棟を渡り廊下でつなぐ分離型で計画しておりました。しかし、別棟になることで、小中一貫校の本来の目的である児童生徒の交流が難しくなること、それから共有を考えている特別教室や管理諸室を利用する際に、子供たちの動線に支障が生じるおそれがあることなどが考えられることになりました。また、給食の配膳用エレベーターや配膳室をそれぞれの棟に別々に配置する必要があること、つまり1つで済む機能を棟ごとに造らねばならないことなどが明らかになってきました。そして、校舎と校舎との間に空間ができるため、小学校棟の予定場所が既存の中学校校舎に重なってしまうという、ちょっとすぐには解決できない課題が出てくるようになりました。そのため、文部科学省が提案する「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を改めて熟読しまして、本町に必要な学校の在り方を再度検討いたしました。そこで、校舎を分離型から一体型へと移行することが、課題解決につながるのではないかとというふうに考えました。

一体型のメリットなのですけれども、アプローチ広場を設けて玄関を1つにすることで、自然と子供たちの交流が期待できること、学びの中心であるラーニングコモンズなのですけれども、児童生徒が、ああ、あっちに中学生いるなとか、そんなふうに思わないで容易にアクセスできること、特別教室や管理諸室の転用が進むことで部屋部分の床面積を少なくできること、補助金対象の部分を広げられることなどが挙げられます。

また、体育時における体育館に関してですけれども、既存の体育館、新設の体育館、隣接する町民体育館の活用で十分確保できるのかなというふうに考えております。

校庭に関してなのですけれども、今までもう本当にたくさん視察させていただいたのですけれども、

一貫校、それから義務教育学校、そこと比較すると十分な広さを確保できているのではないかというふうに考えます。そして、北側には主に低学年が使用しますプレイパーク、そして南側には、校舎のちょっと通路の南なのですけれども、今計画しているのは各種コートなどを設置することによって、やりくりは十分ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） そうですね、教育長のご答弁にありましたように町民体育館も近くにありまして、屋根つきの部分では何か運用できそうなのということなのですよ。議会で新潟の三条市に視察に行った際は、新潟というのは、冬は特に雪ばかりですので、雪の際の体育となるとどうしても体育館を使わなくてはならないということで、それが中学校だけというならともかく、小学校も当然重なってくるわけですから、授業時間が、そういうことで、なかなか屋根つきの部分というのが少なくて苦労しているというのを三条市でお伺いして勉強になりました。

あとは、3つの部分が1つになって、校庭も中学校のままでという、私手狭な感じがしたのですが、それは工夫によってうまく運用できるということなのですから、それに期待したいと思います。

次の質問なのですが、小学校と中学校の授業時間というのが、45分と50分で現状運用していると思うのですが、その誤差というのが5分ずつ重なってくるわけなのですけれども、それをどのように克服するかというのを教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

中央教育審議会では、2030年度からの次期学習指導要領に向けて「調整授業時数制度」というのを検討しているところです。新指導要領の詳細につきましては、まだちょっと内容が確定していませんのでお伝えすることができないのですが、調整授業時数制度というのはご説明できますので、説明したいと思います。調整授業時数制度とは、小中学校の年間総授業時数を維持しつつ、各学校の判断により、各教科の標準授業時数を削減、調整し、探求学習や個別の学習支援へ充てる仕組みであります。要するに学校の裁量によって、標準授業時数をクリアした上で、柔軟な教育課程が編成できるということになります。

この制度なのですけれども、文科省によります申請不要の新たな柔軟性向上策として、2026年度より「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」、ちょっと長いのですが、そういう事業として一部の学校で先行導入され、知見を蓄積した上で本格実施される見通しです。そこで本町なのですけれども、この事業に手を挙げさせていただきました。令和8年度、9年度の2年間、千代田中学校が研究

校に指定される予定になっております。

その方法なのですけれども、いろいろやり方はあるのですが、今計画しているのは中学校の1時間の授業を45分授業に設定しまして、短くなった5分、1日に6時間あるので1日30分なのです。その30分を、創意工夫ある教育課程に活用したいというふうに考えています。国や県の指導を受けながら進めてまいりますけれども、その際に同時に5分短くなる授業というのがあるのです。それを有効的にするためには、組み方、指導法についてどうやっていくか、そういう研究も同時に進めていきたいと思っております。

令和8年度は1年目ですので、模索しながらになってしまうかと思うのですけれども、令和9年度には柔軟な教育課程が実施できるように取り組んでいきたいと思っております。そして、一貫校開校時なのですけれども、無理なく調整ができるように、もうその5分縮めることによって、小学校とも始業というのですか、スタートが同じに切れますので、例えば今意見が出ているのは、意見としてなののですけれども、小学校の20分休みというのがあるのですけれども、その間に中学校の掃除を入れようかとか、そういうような話に進んでおります。なので、なるべく一貫校を開けたときに先生方に負担がかからないように、子供たちに負担がかからないように、そういうふうに先取りできるものは進めていければと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 私も50分と45分というのをどう解決するのかなと思っていたのですけれども、そうした場合、お互いの小学校と中学校の休み時間の騒音の問題、それが解消されますよね。チャイムも鳴らす、鳴らさないの問題も解消されます。先ほど教育長のお話にもありましたけれども、中学校の年間授業時間が決まっているものですから、それを5分ずつということで1日30分ということは、例えば今多分中学校というのが6限があったり早い日もあったりとかという、息子の記憶なのでちょっと曖昧なのですけれども、そうすると例えば今30分を違うことにとあったのですけれども、それがだから1週間のうちでは何時間となるわけなので、そうすると7時間の授業というのも考えなくてはならないのかなと思うのですけれども、そういう創意工夫が必要ですよ。

例えば中学校で中間試験、期末試験を実施する際というのは、今度45分の問題を新たにつくらなくてはいけないかなと思うのですけれども、そういう問題であるとか、あとは校外模試を実施する場合の試験時間が45分よりも長かった場合の対応というのも考えなくてはならないと思うのです。当然中学校の1、2年生と比べて、3年生というのは校外模試などの回数も増えるかと思えます。そうしますと、1、2年生は45分の授業をしているところで、3年生はもしかしたら60分の模擬試験かもしれない。そういうのが昔ですと、私の記憶ではないですよ、子供の記憶なのですけれども、そうすると1、2年生は授業が終わっても、3年生はまだ試験中だから静かにしなさいと。3年生のほうに行く

のではないというような指導があったそうなのですけれども、これからもそういうような観点で、そういう突発的な試験で60分使うなんていう場合はそういうようなことを考えていらっしゃるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたしたいと思います。

細かなことにつきましては、これからいろいろ検討していくわけなのですが、突発的なそういう対応につきましては、恐らくノーチャイムデーというのを設けまして、まだ私の意見なので何とも言えないのですが、小学校はちょっと時計を見ながら動く、中学生ももちろん階を変えて時計を見ながら動くというような進め方になるかなというふうには予想しております。ただ、ここでそういうふうになりますとは、まだ検討していませんので断言できませんので、あくまでも私の予想だということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） そうなのですね。だから、やはり始まる前にいろんな細かいことまで含めて検討して潰しておかないと、あれ、こんなはずではなかったということになりかねませんので、その辺をよく現場の先生方と教育長、いろいろヒアリングをなさって、いい方向に進めていただきたいなと思います。

次に、今問題となっておりますのが、義務教育学校、小中一貫校にすると、特に東小の生徒というのは、中学校のほうに移るとなると遠方で遠くなるということなので、スクールバスの運用というのも町で考えていると思いますけれども、小学生の遠方地域におけるスクールバスの運用について、例えば車の大きさがハイエース程度なのか、分からないですけれども、もっと大型なのか、それが何台ぐらい必要で、運用というのが、何台必要かにもよると思うのですが、自前でやるのか、あるいは業者に、そういう運送会社というか、バスなりタクシーなり運送をやっているところに委託するのか。それを利用する際に、運賃とかというのを考えているのか。スクールバスの運用をどのくらい年間予算、まだ全協なりにご説明がその辺なかったのですけれども、間近に迫っているのです、その辺も試算はしているのかなと思いつつ、ちょっと質問上げたのですけれども、その辺お分かりになりましたら、教育長、お願いしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、分かる範囲でということで、ご質問にお答えいたします。

スクールバスの具体的な運用につきましては、調査研究段階ですので、本当にお答えできる内容がほんの少しで申し訳ないなと思っておりますが、計画といたしましては、西小とか東小とかという学

校ではなくて距離、西でも本当に西側にいる子たちは遠いですし、東でも今の中学校の位置だと近くなる子もいるのです。そういうのをちょっと考えまして、例えば東小だから全員とかとなってくると、これから何十年先学校続きますので、おかしいよねみたいにならないような、ちょっと方策が取ればなというふうに思っております。

計画といたしましては、令和8年度中、来年度中にバスの大きさ、それから運行範囲、それから運行経路、それからバス停の位置、バス停での見守り方法、それから乗り降りの仕方など、細かなことにつきましては来年度中にあり方検討委員会とか、教育委員会とかというので検討させていただきまして、ある程度のごことが決まってくるといいかなというふうに思っております。その際なのですが、議員の皆様にもご相談させていただきますので、何かいい知恵をたくさんいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

台数につきましては、数台を想定しまして、仮の仮なのですけれども、見積りをしていただきました。運行回数や時間、それから台数、委託か自前かなどによって金額の差が結構あるのです。なので、現段階で今ちょっとこういう金額ですというのを示すことができないのですけれども、ちょっとご容赦願えればというふうに思っております。教育委員会でちょっとつかんでおります数字を念頭に置きまして、シミュレーションを行って、ある程度の予算を把握しつつ計画を進めていければなというふうに思っております。

また、運賃なのでも、子供たちの通学のためのバスですので、基本運賃を徴収することは今のところ考えておりません。バスの年間予算については幾つかの案があるのですけれども、考えがまとまりました際には、ご相談させていただければなというふうに思います。なるべく町のお金を使わないように、何か違う工夫ができたらなというのも考え中です。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 例えば私学の幼稚園ですと、基本親が送り迎えするというのでなければ、バスで送り迎えというのは別途運賃かかっているわけなのです。こう言うは大変失礼なのでも、学校を統合するというのは行政の都合なのです。ならば、遠くなる人は、学校が勝手に、町が遠くするのだから運賃は無料というの、当然保護者の観点からすればそうなると思うのです、無料で。でも、受益者負担というのを考えると、ちょっと近い人は自転車で、ちょっと僅か離れるばかりにバスで無料というの、この辺がちょっとジレンマが私もあるのです。だから、その辺がやっぱり保護者の方が納得していただけるようなまい方法が考えられるのかというのが、これちょっと相当問題ですよ。その辺よく考えていただきたいと思います。

次に、中学校の北側の用地について、用地買収は順調に進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

もう一つ、一緒に質問させていただきたいのですが、最新の説明では職員駐車場や来客用の駐車場

の配置図がなく、近隣を用地買収するというのは町長の多分お話が以前あったと思うのですが、何台分ぐらいの規模と考えているのか。また、中学校とは別に用地確保というのは当てがあるのかというまで、2問お尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、まず初めのご質問にお答えいたします。

用地買収につきましては、たくさんの方々にご心配いただきまして、感謝申し上げたいと思います。特に住居を構えていらっしゃる住民の方々には、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいというふうに思っております。個人情報に触れることができませんので、詳細につきましては控えさせていただくのですが、建設予定地に住居がある地権者をはじめ、全ての地権者の方々から同意を得ることができました。また、代替地を希望している方についても、移転する土地が確定しております。多くの方々にご理解、ご協力を賜りまして、計画どおりに進んでいるところであります。

それから、もう一つのご質問なのですが、小中一貫校の教職員は何人になるというので、まずそこからなのですが、県費職員と町費職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ、いろいろあるのですが、合わせて70名から80名になるのではないかと予想しています。過日の全員協議会でお示しした小中一貫校建設事業の基本設計資料では、校舎西側の位置に来客用の駐車場、校舎北側には約20台分の駐車場を計画したのをお示しました。しかし、大谷議員がおっしゃったとおり、基本設計資料には教職員駐車場の配置計画がございません。また、現在役場の駐車場なのですが、非常用発電設備の設置によって、職員駐車場が20台程度減少しました。それから、役場職員や中学校の教職員の一部は、役場庁舎東側の来庁者専用区画に駐車している状況であります。絶対数が不足しています。

更に、今後なのですが、本町では都市計画道路呂楽千代田線の道路拡幅工事が予定されておりまして、その工事に伴いまして、役場の駐車場も約44台減少する見込みです。そのために、今後のことを考慮しますと、役場及び中学校周辺において、新たな駐車スペースを確保する必要があります。そこで総務課より、役場の北東で桧内集会所の北側にある農地約5,800平方メートルを一体的に確保し、駐車場を整備する方針が示されております。特に小中一貫校建設に伴う工事車両等のスペース、役場庁舎での各種会議のほか学校の行事、その際にも保護者等が多数来場することが予想されますので、相当数の駐車場を確保する必要があります。そのため、令和8年度中に農振除外などの各種手続を経まして、用地買収から工事完了までを見込み、令和9年度より利用できる計画で、200台から250台というふうに言われているのですが、その程度の駐車場を確保する予定でございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 教育長、大変細かいご答弁ありがとうございました。

次に、小中一貫校校舎の建設について、入札方法はどのように考えているのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご質問なのですけれども、入札方法については、基本的には今の段階では何も答えられません。一般的な入札方法は、大きく分けて、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類があるのはご存じだと思うのです。現在、小中一貫校建設事業の基本設計を進めております。その後、実施設計に移行してまいります。そのために、完成した設計書に基づく建設工事になりますので、企業提案型のプロポーザル方式は考えておりません。小中一貫校建設事業の規模を考えますと、入札方式はもとより、ゼネコンを対象とするのか、大規模な工事を受注、施工するために複数の企業が協力して組織するジョイントベンチャーを対象にするのかなどの詳細については、近隣自治体とか、更にコンサルタントとか、いろんな部分で観点を踏まえた中で相談をした中で、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

それと、先ほど、余談なのですけれども、大谷議員が教育長のほうの質問の中で、学校の統合は行政の都合でだというお話がありましたけれども、これ行政の都合でなくて、順番を踏まえた中で、今から55年前も千代田中学校を統合したわけです。富永と永楽小学校のほうを、これは将来を見据えて、当時の行政、首長または町民といろいろ相談した中で、今の統合千代田中学校というのが誕生したのかなと思うのです。我々も将来を見据えて、以前に示したように、これはどういうことかといいますと、将来は、今から5年、10年後を考えていきますと、人口、児童生徒も減ってくるということですので、ご存じのように明和さんは長寿命化に踏み切っていったわけですけれども、この長寿命化のほうは20年たつと見直ししなくてはならないのです。20年たったときには、これはもう新築等、もうほぼ決定、決まっているのかなと思うのです。そう考えていきますと、20年はすぐ来てしまいます。

我々は考えてみると、ここで新築、統合して、一貫校に統合してやるのは、これは行政の都合でなくて将来を見据えた、行政の都合も多少あるかも分からないですけれども、将来を担うお子さんたちのことを考えていきますと、統合が一番いいだろうと。9年間の一貫して授業を受けさせていくと、こういう形で我々千代田町は踏み切っていったわけであります。どちらがいいかは、結論はまだ出ていないですけれども、これは行政の都合だけではありませんので、その辺は理解していただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 勝手にやっているという意味で申し上げたのではなくて、行政主導でと言っ

たほうがよかったのかなと思いますけれども、最終的にはだから、別に皆さん取りあえずは現状維持派だったでしょうから、そういう中で東小の特に子供が減少している中で、単学級で交流がないと。西小、あと校舎も中学校は特に古いという中で、行政主導で、それは行政の責任でもってこれがいいと決めてやるわけですから、保護者目線で言うと、皆さんが例えば住民投票して小中一貫校がいいというふうにやったとかという例でもなくて、行政の責任ですよね、最後は。こういうことが、町長おっしゃったように将来を見据えて、これがいいのだという結論で行政でやっているわけですから、そういう意味で、ちょっと言葉が申し訳なかったと思います。

先ほど町長のご答弁で、大手ゼネコンなのか、あるいは、私も時間がないのでまとめに入りますけれども、議会としても遠くは静岡県で2校、新潟県でさっき申し上げた三条市、近くでは栃木県の茂木町も木造校舎を見てまいりました。太田市の北の杜学園も視察に行つてまいりました。北の杜学園では、9年間の区割りを前期、中期、後期ではなく、2・2・3・2制にしたりと、区割りの問題や、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、授業時間では、北の杜学園では5年生から50分授業にしているということでございます。

また、それぞれの学校の教育目標や教育方針の違い、細かいことを言えば、前にも町長も申し上げましたけれども、校歌が例えばそれぞれ東、西、中学校であったのが、また新しい校歌をつくって、我々の母校の校歌がなくなってしまうなんていうこともあるという前提ですけれども、校歌や制服、体操着、あるいは上履き、登校靴の問題とかというのもあります。何よりも地元の理解が重要とこのことでした。北の杜学園では、準備期間が2年ではなく3年必要だったというふうにご説明もあったところでございます。本町としては、町民プラザにおいて数回説明が行われておりましたけれども、前に橋本議員もおっしゃったと思いますけれども、参加者は本当に少ないようには私も行って感じました。また、LINE等でアンケートもありましたけれども、町民の皆様本当に小中一貫校、義務教育学校ができるのだというのが浸透しているのかなというのが、私もやぶさかでないところでございます。

私が申し上げたいのは、この町の年間予算、今80億ですから、昔は五、六十億ですから、年間予算に匹敵するような事業を、税金とふるさと納税を原資に使って実行するわけですから、教育長に対しては先進事例を少しでも多く収集し、教職員や保護者、あり方検討委員会もありますが、ボトムアップで意見の吸収と集約をしていただき、少しでもよい学校をつくっていただきたい。また、町長に対しては、昨今群馬県では入札に際していろいろ疑念を抱かれております。誰もが納得するような入札に心がけていただき、疑念を抱かれるようなことがないよう願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 時間がございますので。基本的には、先ほど議員のほうからお話があったよ

うに業者の選定とか、これは段階を踏んで行っていききたいなどは考えております。今の段階では、まだ白紙の状態です。最低限、指名参加願が出ている業者が条件となるかなと思うのです。ただ、この基準についてとか、そういう部分についてはこれから詰めていききたいなどは考えております。近隣の、今回行われる小中一貫校の事業は、規模の大きな公共事業になりますので、現段階では明確でない情報を出しますと、根拠のないまた情報や臆測が共有されますので、適切なタイミングを見て情報を開示していききたいと、こう考えております。

学校の小中一貫校については、いろんな意見はあると思うのですが、我々も今からもう4年ぐらい前に一貫校にいこうということで、3年か4年前だったと思うのですが、踏み切っていたわけです。それには、そこに至るまではいろんな方の意見を聞いて、学校のあり方検討委員会を立ち上げたり、アンケートを取ったり、いろんな場を踏んでいきながら、我々も今に至っているわけですが、間もなく詳細設計も出てくるかなと思うのですが、それを踏まえていきながら、これからまたそれに變更かけたり、周りの道路整備もあります。先ほど述べた駐車場整備もあります。そのようなこと、スクールバスの問題、細かく言うと先ほど議員が述べた上履きの問題、制服の問題とかいろいろあります。

これは、我々のほうもいろんな部分で大型プロジェクトを今8つ抱えているわけです。この小中一貫校も1つあるのですが、この中で工程表を、我々課局長会議なり課長ミーティングでそれを検討しながら、週に1回ずつの会議を開きながら我々も検討して、計画に基づきながらやっているわけでありますので、ぜひまた皆さんにその時期が来たら、いろんな部分でまた開示をして意見もお聞きしていきたいと、こう考えていますので、ご理解していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 以上で9番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまより10時30分まで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時14分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（森 雅哉君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、7番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） 議席番号7番、酒巻です。議長から登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思っております。

本町では、第六次総合計画に基づいてまちづくりが進んでいるところであると認識しております。

今回は、そのまちづくりに関して、今後のまちづくりということで質問のほうをさせていただきたいと考えております。

まず初めにでございますが、生活の利便性の向上についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。昨年、令和7年の4月1日に開通しました都市計画道路赤岩新福寺線、今現在、本町の東西を結ぶ重要な路線という形になっているのかなというふうに考えておるところでございます。また、ここは西小学校の通学路という形でもあって、あとは中学生も多くの方が通学ということで、児童生徒が多く利用する道路でもあります。

そういった中で、この都市計画道路赤岩新福寺線について、信号機のある交差点、見通しのよい交差点等幾つかあるのですが、そういった中でこの1年間で事故等が、あとはまた冷やりとしたものが幾つか見受けられるかなというふうに考えておりますが、その辺について、今後の安全対策ということでどのように考えているのかということで、茂木総務課長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

道路の交通安全対策における交通安全施設の設置につきましては、地元区長からの要望に基づき現地調査を行い、必要に応じて警察や道路管理者と協議を行い、主に道路交通法に基づくものについては警察、また道路法に基づくものについては町が設置を行っております。都市計画道路の交通安全施設の設置についても、同様の流れとなります。

交通安全施設の設置に当たっては、国の基準などにより設置を行っておりますが、標識や標示が多過ぎることで、情報過多による視認性の低下や注意力の散漫を招くおそれがありますことから、今後の交通量など地域の实情や都市計画道路の運用管理の動向などを踏まえまして、必要な箇所への必要な数の設置について、引き続き関係機関などと連携を図って検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。情報に関して、特に運転をされている方、速度を出しているの、いろいろな看板があると注意散漫になって、見落として事故にという部分もあるかと思っておりますので、今後その辺をしっかりと、町だけではなく警察等としっかりと協議、あとは地元の区長さんを中心とした方々と協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問でございますが、この地域の部分、各地域からいろいろな事情等、いろいろお話、苦情とございますか、騒音だとかそういった部分のお話等も出てきているのかなというふうに感じているところでございます。補正予算のほうでも、道路に関して路盤の調査等を行っていくということで、そう

いった部分、今後どういった形でスケジュールのほうが進んでいくのかなという部分をちょっと確認したいと思いますので、坂部課長、よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路赤岩新福寺線につきましては、昨年4月に延伸道路が開通したことによりまして、開通前に比べ大幅に交通量が増加し、今まで通らなかったトラックなどの大型貨物自動車も通行するようになりました。道路の開通によりまして、東西の交通利便性が大幅に向上した一方で、舞木土地区画整理事業区域内の道路につきましては、下水道工事や経年劣化等による影響で舗装の劣化が進みまして、自動車の通過によると思われる振動が発生しているような状況でございます。道路の開通後、間もなくして沿線にお住まいの方から騒音や振動についての改善要望をいただいたため、応急的な補修工事を実施いたしました。現状といたしましては抜本的な改善に至っておりませんが、今後本格的な補修工事を予定しているところでございます。

ご質問の今後のスケジュールについてですが、議員もご承知のように、現在、舗装補修工事を進めるための路盤調査を行っております。最適な舗装構成の検討を、この調査の中で行っております。この調査結果を踏まえまして、令和8年度に舗装補修工事を実施いたしたく、新年度予算に舗装補修工事の費用を計上させていただいておりますので、予算の審議についてよろしくお願い申し上げます。

また、具体的な工事時期についてですが、今回の工事につきましては国の交付金事業を活用して事業を実施していく予定でおりますので、国の交付金決定後でないとな事業に着手することができない状況です。ただ、群馬県からの情報によりますと、2月の衆議院議員選挙の影響で国の交付金決定が遅れる見込みであるということですので、新年度早々には工事着工、発注はできないかもしれませんが、沿線にお住まいの方々のためにも、一日も早く事業に着手できるよう、国の交付金決定が下りましたら速やかに工事を発注したいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） ありがとうございます。国の部分を、交付を使うということでありありがとうございます。こちらの道はもともと通る予定ということで、ある程度騒音は予定されていたのかなと思うのですが、半世紀ぐらいですか、静かな道で通っていた、その生活に慣れている方々なので、今後も丁寧に説明をしていく必要があるのかなと。私も同じような県道に住んでいるのですが、逆に私は静かになったので、ああ、これだけ差があるのだなというふうには感じておるところではございますが、ある程度年数がたつと忘れていく部分もあるのですが、やっぱり丁寧に説明をしていただくことが必要なのかな。当然私のほうも近隣でもありますので、その辺はしっかりと説明はしていきたいなと思いますので、その辺もご了承いただければと思いますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、次の質問という形で、安心して暮らせる住環境の支援という形で変えさせていただきたいと思います。こちらの事業部分は、令和6年の6月にスタートしました千代田町のファミリー・サポート・センター事業という形で、今年度から高校生世代まで拡充をされたということで、利用者からすると非常に利便性が向上して、いいことなのかなというふうに感じております。うちもそうなのですけれども、うちは3世代という形で、ともに共稼ぎであったり、高齢者、うちの父親なんかは車はふだん乗れるのですけれども、病気だとか、そういった部分だとどうしても車が乗れない。ただ、我々仕事しているので、病院まで運べないという部分等もあつたりとか、あとは妊婦さんなども通常の定期健診などは自分の車で行ったり、家族の協力で病院まで行けたりとかというのはあるのかなと思うのですが、そういった部分で何かトラブル、体調不良等になった場合、なかなか自分で運転をしていく、周りのサポートを受けていくというのが難しくなってくるのかなというふうに考えております。

そういった部分で、今回高校生世代まで拡充をしたファミリー・サポート・センター事業を、子供から高齢者までというような感じで、幅広い方々が利用できる事業にしていったらいいのかなというふうに考えるのですが、その辺久保田課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、育児の援助を行うことを希望する方と、育児の援助を受けることを希望する方との、相互の子供の援助活動を支援することを目的に実施しております。主な活動内容でございますが、学校や保育施設の開始前や終了後、休日などに児童をお預かりすることや、学校等への送迎などとなっております、有償のボランティア活動となっております。

このように本町のファミリー・サポート・センター事業につきましては、児童を対象とした事業となっておりますが、高齢者や妊産婦等を対象とした、言わば高齢者版のファミリー・サポート・センター事業とも言える「あんしん福祉サービス事業」を町社会福祉協議会で行っております。この事業につきましては、ファミリー・サポート・センター事業と同様に、サービスを必要とする方とサービスを提供する方で構成され、地域住民のお互いの支え合いにより生活支援サービスを提供することを目的としております。対象者は、おおむね65歳以上の高齢者や障害者、妊産婦となっております。主なサービス内容でございますが、買物の代行や掃除、ごみ出し、洗濯、外出の付添いなどとなっております、ファミリー・サポート・センター事業と同様に有償のボランティア活動となっております。

このあんしん福祉サービス事業では、送迎サービスがサービス内容に含まれておりませんが、これは道路運送法により、有償による自家用自動車による運送は禁止されているためです。それに対し、ファミリー・サポート・センター事業における送迎活動については、国の通知におきまして、これ以

下は国の通知の内容となりますが、市区町村が設立するファミリー・サポート・センターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として、保育施設と依頼会員の自宅との間等の送迎サービスを提供する場合は、保護者に代わって子供の世話をを行う継続的な一連のサービスの一部にすぎず、移動は従属的な要素にすぎないものと解されることから、一般的に有償の運送には該当しないものとされております。このようなことから、高齢者や妊産婦等を対象としたファミサポのような送迎サービスを提供することはできませんが、送迎サービス以外のサービスにつきましては、必要に応じてあんしん福祉サービス事業をご利用いただきたいと思います。

また、町では、家事、育児が困難な妊産婦を対象とし、家事や育児を支援する産前産後サポーター派遣事業や、自動車の運転ができない高齢者や障害者を対象としましたタクシー券の配布事業、また町社会福祉協議会では、自動車を運転できない高齢者を対象とした町内の外出を支援する車両送迎サービスを実施しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） 事業としては難しいという部分で、通常の場合だとこのあんしん福祉サービスの事業で高齢者の方も利用していただければ、十分対応できるのかなというふうに考えるのですが、トラブル、平時ではない緊急時にはそういったサービス等もあつたらいいのかなというふうに思って質問をさせていただきました。

また、あとタクシー券、こちらのほうも高齢世帯のみであつたり免許返納した方という部分で、対象という形にはなっておる事業もあるのは知っているところでございますが、そういった部分も活用しながら、今後もサービスのほうを展開していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、次の質問という形で、ファミサポ事業のほうも高校生世代まで拡充という形であつたのですが、基本的に千代田町の、高校生に上がる時には町内には高校がないということで、皆さん大半の子供たちは自転車で通学をするという形になってくるのかなというふうに思います。あとは、現在では保護者の方の送迎だつたり、あとは町も含め、広域路線バスを活用して通学をする、あとは電車を活用して通学をするという形で様々な、あとは学校のほうで、私立の学校になりますと千代田の役場までバスが来て、そこから乗って学校まで通えるという形で、大分通学に関しても様々なバリエーションが広がってきているのかなというふうに考えているのですが、その辺で先ほど初めに冒頭で話しました、大半の方が自転車で通う方が多いのかなというふうに考えているところでございますが、近年では電動自転車という部分が普及をしてきておりまして、山間部の学生なんかですと下り坂は当然すいすいに行けるのですが、上り坂の部分なんかですと電動自転車を使うことによってスムーズに行けるよという話も伺つたりとか、あとは高齢者の方も電動自転車を活用して、町

内だけではなく近隣の町や市へ行ったりとかというのも苦ではないよという話も伺っております。

そういった部分も含めながら、学生等お祝い金を出している部分もあるので、実際そこを活用してもらえればいいのかなという部分もあるのですけれども、そういった部分で目的という部分で、交通の足の補助という部分で、広域路線バスのほうも今後運行自体も難しくなってくる部分もあるのかなというの踏まえながら、支援をしていくという部分に関してどのように考えているのか、須永総合政策課長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、公共交通の充実、維持が厳しさを増す中、通学手段の確保は本町にとりましてとても重要な課題であります。特に本町は地形が平坦であり、電動アシスト自転車は行動範囲の拡大や通学時の負担軽減に有効な手段の一つであると認識しております。そういった面から、埼玉県の小川町などで取り組んでおります通学支援なども先進的な事例だなということで、参考になるなというふう考えております。

あわせて、この制度の導入を考えるに当たりましては、公平性の観点から、ほかの通学手段を利用する生徒とのバランスを考慮すること、それと安全対策もセットで考えていく必要があります。電動アシスト自転車は重量があり、一般的な自転車よりもスピードが出やすいため、特有の事故リスクがあります。そこで、ヘルメット着用の義務化や交通安全講習の受講などを交付条件とすることも考えなければなりません。

いずれにいたしましても、本町としましては、先行自治体での利用状況や課題、またその導入効果について調査研究を行うとともに、本町の交通事情やニーズに即した支援の在り方について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） 小川町のほうが、中学生のほうに通学支援という形でやっているということで、先進地事例という形であるのかなというふうに思います。現状、本町ではヘルメット補助金という形で補助制度のほうが高校生世代の部分に、群馬県の努力義務という形になっておりますので、その辺の支援をしているという部分で、今後検討していただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきたいと思ひます。新しい雇用の創出と観光の振興という形で移らせていただきたいと思ひます。2月の1日にスケボーパークができたり、赤岩宿のほうもこの春オープンと、あとは東部住宅団地の商業地の部分も整備が今進んでいるところでございます。そういった中で、なかさと公園の拠点整備の部分も駐車場の整備が終わって、今年度は実際の施設のほうに移ってくる

という部分で、議長もわくわくする施設だという話もありましたけれども、そういった中で本町の中で魅力ある、行きたくなる施設の誕生という部分がどんどん見える化をしてきている今の部分なのかなというふうに考えています。

そういった中で、今基金の積立てというのも始まっている、道の駅的なものの整備に向けてということで、今後具体的なものがスタートしていくのかなというふうに考えているのですが、本町といたしましては赤岩宿の部分、こちらのほうは利根川の恵みを活用した人や物流の拠点という形で、こちらは川の駅的なものとして過去には栄えた地域ではあるのかなと。今現在で言うと、車社会という形もありますので道の駅的なものになってくるのかな、それが当時は川の駅というようなイメージであるのかなと。

そういった中を考えていきますと、利根新橋ができて、その周辺に道の駅的なものを整備をしていくという部分で、こちらのほう新たな雇用と観光の振興、創出につながっていくのかなというふうに考えておりますが、まだいろいろとやっているプロジェクトが多くて、そこまで手がついていかないのかなという部分と、あとこの後質問させていただく中の新たなまちづくり的な部分も踏まえ、あるのかなというのがあるので、今分かる範囲内で結構なのですが、須永課長のほうに、どのように道の駅の整備時期等も踏まえ、考えているのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、道の駅の整備についてでございますが、利根川新橋の架橋とアクセス道路の整備計画を注視しつつ、沿線地域の開発構想を検討することとしており、関係機関との調整や開発上の要件をクリアすることが必須ではありますが、道の駅等の誘客施設の整備構想を進めていければと考えております。また、整備時期につきましては、開通後ではなく、架橋とアクセス道路のスケジュールの見通しがつきましたら、同時期に進めていく考えでおります。

次に、交通のお話でしたが、バスターミナルの整備なども考えていきたいと思っております。ご指摘のとおり、赤岩地区は古くから水陸交通の要衝として栄えた歴史があります。熊谷市、太田市、大泉町、足利市、邑楽町、館林市、明和町などの近隣主要都市を放射状に結ぶ地理的な中心に位置しております。この地の利を生かし、再び交通の拠点として赤岩宿のにぎわいを取り戻すという構想は、本町の活性化において極めて有効であり、前向きに検討すべき課題であると認識しております。この交通のハブ拠点の整備に当たりましては、利根川新橋の架橋及びアクセス道路の開通に合わせて、効果的な交通拠点が形成できるよう準備を進める必要がございます。その際には、既存のバス交通の結節点としての機能にとどまらず、あらゆる多くの選択肢を視野に入れ、夢のある未来の交通拠点として、その可能性を模索していければと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番(酒巻広明君)登壇]

○7番(酒巻広明君) ありがとうございます。通告書のほうには、ハブという話を入れさせていただいたのですが、質問の仕方がちょっと戸惑うような質問で申し訳ございませんでした。

本当に利根新橋ができることによって、もう一度千代田町の部分を周りに放射状、先ほど館林、足利、熊谷、太田、本当にいろんなところに行きやすい場所でもありますので、そういった部分ではハブバス停みたいな感じで、しっかりとその辺も整備をしていく必要があるのかな。それをやることによって、また先ほどスケボーパークだったり赤岩宿だったり商業地だとか、そういった部分では本町に訪れてきてくれる方がまた増えるのかなというふうにも考えておりますので、その辺もしっかりと整備のほうを進めていただければなというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、次の質問という形で、人と自然に優しい安全で安心なまちづくりということで、話のほうを移らせていただきたいと思っております。こちらの部分、ごみの減量化とリサイクルの推進において、町民の意識のほうも大分変わってきて、リサイクルへの取組みというのが進んできているのかなというふうに考えておるところでございます。今後の取組みとして、今も現状古紙の回収等も行っていたりしているのは当然分かっていて、100万を超える収入にはなっているというのも分かっているところでございますが、更に町民の方の関心を高めていくという部分を踏まえながら、実際回収しているe c oパーク等も利用しながら、当然回収した古紙の売却の金額等は、環境e c o通信というのですか、そちらのほうで報告をしているので、ある一定の方は見て、リサイクルすると町にこれだけ戻ってくるのだよというの分かってはいるのかなというふうに思うのですが、その辺を更に意識づけをするという部分で、例えば子育て世代に、子育て支援に、回収した、売却したお金が使われるのだよとかという形で、何か目的が更に明確化されると回収率が上がっていくのかなというふうに考えるのですが、その辺についてどのように考えているのか、高田住民生活課長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(森 雅哉君) 高田住民生活課長。

○住民生活課長(高田充之君) ご質問にお答えいたします。

e c oパーク運用開始後、資源物の回収、リサイクルは増加傾向にあります。古紙や金属類などの資源物の一部は再資源化されるとともに売却代として町の歳入となっており、金額は議員のおっしゃるとおり120万円前後で推移をしております。現在この歳入は、資源物の収集などの処理に多額の費用を必要としていることから、目的を限定することなく全体のバランスを考慮し、資源ごみ分別収集に係る回収委託料や、ごみステーションでの立会助成金などの事業費用に充当しております。

今後も、より一層のリサイクルへの啓発活動を推進し、併せて資源物売却金の利用目的を明確化していくことにより、環境意識の向上を視野に入れ、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） ありがとうございます。今後もしっかりと調査研究して進めていただければと思います。

先日議会では、長崎県のほうに視察のほうに伺いました。その際、ランタン祭りの開会前だったのですけれども、会場の前を朝散歩していたら、会場の前に瓶だとか缶とか、いろいろな資源物が出されていたのですけれども、当然それは有料の袋の中に入った状態だったのですけれども、非常にきれいに並んでいて、本当に祭りの会場の目の前に置いてあっていいのかなと思うのですけれども、そういった部分では環境に意識した住民の方々が住んでいる地域なのかなというふうにも考えますので、今後もその辺しっかりと本町のほうも進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問という形で、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業という部分で、ここ最近町長のほうから新たなステージへという形でお話をする機会が増えてきているのかなというふうに思っております。そういった部分で、今定例会にも上がってくる地域商社設立準備室という部分も踏まえて、まちづくり会社的なものというので、以前から町長のほうもお話をしていたのを伺っております。

いろいろとまちづくりを見ていくと、先日行った境町であったり茂木町だったり、隣の明和町等もまちづくり会社的なもので、町とは別でまちづくりをしっかりと進めているという部分も先進地事例として見させていただいているわけですが、そういった中でやはり行政は行政のいいところ、まちづくり会社はまちづくり会社でいいところというのがあるのかな。ハイブリッドでしっかりと進んでいく必要というのもあるのかなというふうには考えておるのですが、現時点で町長が考える中の、今後の将来の町の発展を見据えた事業として、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。町長、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご承知のとおり、茨城県境町には、全国から注目される「境町モデル」を担う株式会社さかいまちづくり公社があります。この公社では、ふるさと納税を活用し、返礼品の製造拠点や物流拠点を整備、運用する独自モデルが確立されております。全国から視察が絶えない状況となっております。また、先ほど議員が述べたように、栃木県の茂木町、道の駅を運営している株式会社もてぎプラザが、そしてお隣の明和町では、駅周辺開発を行っている株式会社邑楽館林まちづくりがあり、それぞれ特徴的な事業が展開されております。県内をいろいろ調べてみますと、県内の自治体でもまちづくり公社とか、まちづくり会社というのは結構あるのです。皆さんもご存じだと思うのですけれども、前橋にもございます。いろんな自治体が新たな組織を展開しているところかなと思っております。

本町においても、かねてから地域資源の産業化や、町内に人が集まり消費を促す交流拠点の整備、運営が課題となっております。こうした課題に対しては、民間的なスピードと柔軟性の下に、行政だけではできない事業を進めていく組織が必要であると考えております。現在、行政の弱点とも言われる商品開発や地域資源の産業化等において、新たな取組みとして、国の地方創生人材支援制度等を通じまして、新年度から民間人材の受入れを模索しているところであります。

地域商社設立準備室員は、新年度当初から市場調査や事業計画の作成などを進めていくこととなりますが、地域住民をはじめとして、地元事業者の方々とうまく連携を図りながら、組織化されることを期待しております。行政にしかできないこと、まちづくり会社にしかできないことがそれぞれありますので、双方の強みを生かしつつ、行政が踏み出せない領域を担う新たな組織の設立に向け、各種準備を進めてまいりますので、ご理解していただければと思います。

よく思うのですけれども、行政でできないことを、先ほど述べたように民間の知恵を拝借しながら、行政と民間がタッグを組みながら新たな組織を立ち上げてやっていきたいと、こう考えております。皆さんもご存じのように、土地開発公社が町にあります。そこから3億の費用を一般会計でいただきながら、新たな展開もできたり、いろんな部分で事業展開もできると。土地開発公社だけでなく、土地開発公社はできることが限られていますので、新たにまちづくり会社的な部分を立ち上げて、新たな展開をしていくことを考えております。そうすることによって、町の発展はいろんなことが必要かなと思うのですけれども、そのようなことを考えることによって、立ち上げることによって、町のさらなる発展がこれからいけるかなというふうに考えておりますので、ご理解していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 7番、酒巻議員。

[7番（酒巻広明君）登壇]

○7番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。実際に千代田の土地開発公社ではスケボーパークの整備だったり、商業地の整備という部分で、ある一定の本当に町の発展のために寄与されているということもありますので、その辺も今後のまちづくり会社としても、町のにぎわいの創出であったり町の発展に寄与するものと考えておりますので、しっかりと進めていただければなというふうに考えております。

そういった中で、先日行った境町なんかは伝え方として、国からの補助が幾らだよ、ふるさと納税を使ってではないですけれども、原資というのがこういうものを使っているのだよというのを町民の方が知っているのかなというのがあるので、現状千代田町の方だと、まだその辺が知られていない部分というのがあるので、伝え方というか、お金の出どころではないですけれども、しっかりとこの事業というのはこういうものを活用して行っているのだよという形で、私も当然、先日スケボーパークの件で伺って、これ町の税金で造っているのかいというふうに聞かれたことがあったものですから、いや、これこれこういうわけで、t o t oの補助と公社からいただいたお金で造っているのだよとい

う話をすると、ああ、そうなのだという形も伺っていたので、その辺やっぱり伝え方、我々議員なので知っているのでもいいのですけれども、知らない方、一般の町民の方にも分かりやすくしっかりと説明していく必要があるのかなというふうに思っております。

いろんな意味で、しっかりと今後もスピード感を持って、我々議会も町と一緒に進めていければなというふうに考えておりますので、今後ともしっかりとしたまちづくりのほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますということで、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で7番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、橋本議員の登壇を許可いたします。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 議席番号8番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思っております。

私の質問は、農業振興についてと、利根川水系連合・総合水防演習についての、大きく2つの項目で質問をしてみたいと思っております。

まずは、農業振興についてでございますが、最近ではどこの自治体でも、農業者の高齢化問題や担い手不足、農地の集約化や耕作放棄地の問題など、農業にまつわる様々な課題に直面しております。それらたくさんある課題に対する解決策の一つといたしまして、外国人の就農が考えられます。農林水産省によると、外国人やその関係法人が2024年に取得した日本国内の農地面積は、過去最多の175.3ヘクタールであったそうです。また、取得のほか、農地を借りて栽培を始めるケースもたくさんあるそうで、その中の一つの例といたしまして、本町と同じ東毛地区のみどり市では、ベトナムの方が数年前から農地を借りて、クウシンサイやツルムラサキなど東南アジアで人気の高い食材を生産しているそうです。その背景にあるのは、在留外国人数が過去最多を更新しており、長期的に滞在する外国人労働者などが自国の食文化に合った食材を買い求めることで多国籍食材の需要が高まり、外国人農家の販売先が広がっているようでございます。これらの事例を考えると、外国人による就農が、耕作放棄地の解消や農業の担い手不足などの諸課題に対して有効な手段であると思われま

そこで、本町では外国人の就農実績が今までにあるのかということと、今後の外国人の就農について、町の考えの方向性を産業振興課長に聞きたいと思っております。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 赤井産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にございました、みどり市におきますベトナム国籍の方による耕作についてでございますが、外国人住民が増加する中で外国野菜の需要が増えていること、また温暖化の影響によりまして外国野菜の生育条件が整ってきていることも要因といたしまして、4年ほど前から農地を借り受け、農業に

取り組んでいるところであると伺っております。

本町の状況でございますが、把握している限りでは、在住外国人の農地取得、貸借による耕作のほうはございませんが、福島地内におきまして、大泉町在住の外国人が農地貸借により一部を耕作されております。また、通年で技能実習や特定技能等の在留資格を有した外国人を受け入れている農業者はございませんが、農繁期に限り派遣事業者等を通じまして外国人材の受入れを行っている農業者はございます。

議員のお話にもございましたが、本町の農業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や後継者不足等が課題となっており、外国人の就農は課題解決の一つではあると考えておりますが、農地の取得、貸借に関わります農地法許可等、一定の要件を満たす必要があり、本町の現状としますと、要件を満たす在住外国人が確認できませんので、近々での実現は難しいものと認識しております。なお、将来的に該当する事案等あった場合につきましては、みどり市といった先進地事例を参考に、必要な支援等を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。今、課長の答弁で、本町では外国人の方が耕作はされていないと。ただ、大泉に在住されている方が、福島地内で耕作をしているということでございました。この先、要件を満たす方がいればというお話がありました。

昨年の7月に、議会と町民の皆さんで意見交換会をした際になのですが、外国人の方、たしかブラジルの方だったと思うのですが、農業をやりたいのだというちょっとご意見をいただきました。それなので、ある一定層というか、そういう方もいるのだなというふうにちょっと心得ておりますので、もし町のほうに何か問合せ等あったら、前向きな形でお話ししていただけるといいかなと思っております。また、隣の大泉町は外国人向けのスーパーもありますので、販売先も近くにありますので、生産者にとっても有利に働くのかなとは思いますが、併せてご検討していただくといいのかなと思えます。

では、次の質問に行きます。次は、外国人に人気のある農作物を本町の地元農家に生産を推奨する考えについて質問していきます。先月の視察研修先の茨城県、また境町なのですけれども、ふるさと納税で人気の干し芋の原料であるサツマイモを地元農家に生産推奨しておりました。それを参考にすると、本町の新たなふるさと納税の返礼品に、外国の農産物とそれを使用した食品やスイーツなども、ふるさと納税の返礼品としてなり得るのではないかと思います。そういう意味では、先ほどの質問の中のクウシンサイやツルムラサキも候補の一つになります。また、去年議会で中学校に出前授業をした際に、本町ならではの商品として、外国の農産物やお菓子などはどうかと中学校の生徒から提案もありましたので、若者視点を鑑みると人気が出る可能性もあるのかなと思えます。それらを踏ま

え、町の農産物に対する考えを産業振興課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 赤井産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聡君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にございました、茨城県境町におきますふるさと納税返礼品に關します原料の生産推奨についてでございますが、人気の干し芋の原料となりますサツマイモの生産を、たばこ栽培からの転換品目として推奨されていると伺っております。

本町のふるさと納税返礼品の農産物を見ますと、ご存じのとおり本年度から取り入れました町内産のお米をはじめ、イチゴや加工品等がございます。外国の農産物を原料とした食品、菓子等の返礼品化については、現状、本町には対象農産物の生産がないため、近々での商品化は難しいと考えておりますが、全国的な流れとしまして、労働力としての外国人材の流入は今後も増加する見通しでございます。比例しまして外国の農産物需要も増加するものと想定されますので、将来的な作付及び返礼品としての商品化の可能性もあるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。今々はちょっと難しいのかなというご答弁だったかなと思いましたが。今、ふるさと納税について少し絡めた質問をさせてもらったのですが、この質問に当たってふるさと納税のサイトを久しぶりに拝見させていただきましたら、たかちゃんラーメンのチャーシューも返礼品に掲載されておまして、スピード感というか、そういったものに、さすがだなと感心したところでございました。そういった意味では、外国の農産物も変わった切り口でいいのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただけるといいかなと思います。

では、次の質問に行きます。次は、「地方議会人」1月号に取り上げられていた記事からの引用の質問になります。内容は、関東学園大学の中村正明教授が、太田市で進める「太田6次産業化L a b」についてでございます。この中村教授は、デマンドサイド・アプローチによる6次産業化を提唱していて、それは需要側から逆算する視点ということで、記事では6次産業化の開発の初期段階から、都市の消費者や企業、教育機関等を巻き込み、商品の購入前から関わる接点を設計するということになっています。需要側から逆算する視点は、先ほどの境町の例と一緒に、通常は今ある特産の農産物を加工して6次産業化を目指すのですが、その逆方向で、売れている商品、境町だと干し芋で、その原料のサツマイモを町の特産農産物として生産するということでございます。これは、先ほどの質問の外国の農産物を作るのとも一緒のアプローチになります。

「太田6次産業化L a b」に話を戻しますと、東京の消費者や学生がフードツーリズムなどを通して農産物、太田でもサツマイモなのですけれども、その生産体験や商品開発、商品は「大学芋風さつまいもジェラート」で、実は「広報ちよだ」3月号の「熱中人」にも取り上げられていたものと同じ

だと思われます。身近でもいらっしゃったなと思ったのですが、それを生産者や行政と一緒にいき、SNSなども活用して地域の6次産業化を磨き上げる、更に関係人口の創出にもつなげるという内容でございます。

関東学園大学は、本町から最も近い大学の一つであり、去年は観光資源の発掘で協力をいただいている関係でもあります。それらを生かして、本町の農産物である植木やイチゴ、米麦、またはこれから推奨するであろう農産物などと、「太田6次産業化Lab」と同じような形で関東学園大学と連携してもらいたいかなと思ってはおりますが、町長はどのように考えますでしょうか。高橋町長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員のご質問にありました関東学園大学、中村正明教授が注力される「太田6次産業化Lab」につきましては、地域創生をテーマに農業者、行政、高校、大学、企業、市民が一体となり、地域資源を生かした商品開発や体験プログラムを通じまして、生産者支援をはじめ新たな魅力を共創する取組みと認識しております。

地域の基幹産業であります農業を持続可能な産業として再構築するために、6次産業化を鍵と捉え、生産（1次産業）、加工（2次産業）、販売・サービス（3次産業）までを一体的に手がけております。この6次産業、私は感心したのですが、実は西邑楽3町で毎年、1年に1回農業の、農業委員長もおられますけれども、農業委員会と農業従事者と大泉高校の生徒と西邑楽3町の首長、あと所管の担当と意見交換を行っているのです。その席で今回、先ほど述べた中村教授のほうが、今月号に、20ページに載っています「熱中人」、坂本さんの特集で載せてあるのですが、先ほど述べた1次産業、2次産業、3次産業と、掛けていきますと6になるのです。6次産業ということで、生産から一貫してそれを販売までしていくという発想なのです。

そのようなことで、私はそれを聞いて感動して帰ってきたわけですが、付加価値を高める取組みによって稼ぐ力と、農業を単なる生産活動にとどめず、観光や体験と結びつけることで持続可能な地域づくりを目指しているとのことでありました。事例といたしまして、太田市内の農業者による生産、学生による企画等を通じた商品開発、販売の実績があるとのことでありました。先ほど議員が述べた「さつまいもジェラート」の開発販売を、1弾目としてやっております。388円で売っていますので、ぜひ召し上がってください。私はいただきましたが、おいしかったです。ああ、こんなサツマイモのジェラートがおいしいのかなと思いました。

その取組みについて、昨今の農業を取り巻く環境に対しまして、農作物を「作る」だけでなく、「どう売るか」、「どうつなぐか」、「どう続けるか」を地域全体で考える視点として非常に興味深いものが

あると考えております。私も教授のお話を聞いたり、今月号、先ほど述べたように坂本さんのお話を聞いたりしてきて、何ができるかというお話をいろいろしてきました。そうしましたら、その坂本さん、教授も含めて、「私は千代田町在住ですので、ぜひ私も協力したいです」というお話も伺っております。しかし、同L a bは発足から3年と日が浅いとともに、農業者が最も重視する「稼ぐ力」の効果が未知数であります。町と事業者をどうつなぐかを考えて、いろいろ模索していきたいと私も思っております。

なお、議員の質問にあるとおり、本町には植木やイチゴ、米等の魅力的な農産物があります。加工品を含め、ふるさと納税返礼品として取扱いもありますので、新たな商品開発を模索する生産者があった場合は、意向も確認しつつ、連携を検討させていただければと考えております。

我々行政といたしますと、生産者等々、農業従事者を含めて、これをつなぐ役目をしていきたいと。我々がこれをいろいろ情報提供したり、こういうあれがあるよというお話をしたりして、なかなか造園業の後継者も含めて、今の現状に満足している方が多過ぎるというふうな部分もあるのかなと思うのです。そういう部分に関しては、幾らか刺激を与えながら、農業後継者、造園業もイチゴ農家も含めて、いろんな農家を含めて我々もつないでいければ、努力していきたいと、こう考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 今、町長のご答弁を聞かせていただいて、既に関東学園大学だけではなくて中村教授そのもの、また本町在住の坂本さんともかなり関係が深くできていますので、今後、先ほど酒巻議員の質問にもありましたまちづくり公社をつくっていくというところで、まちづくり公社のところを境町でちょっと勉強してきたら、私まだこれくらいの規模と言うとあれですけども、人がすごく重要になるのだらうなと思っているのです、いわゆる公社の携わる人間が。それなので、積極的に先ほどの中村教授や坂本さんともそこでコラボできると、もっといい公社の運営みたいなものもできるのかなと思いますので、そういったところも積極的に考えていただけるといいかなと思いました。

では、次の質問に行きたいと思います。次は、利根川水系連合・総合水防演習について質問をしていきたいと思います。まずは、2020年に予定されていた水防演習が新型コロナウイルスの影響で延期となり、がっかりしたものでございましたが、今年実施予定となり、関係者共々喜ばしい限りだと思います。

それでは、最初の質問でございます。瀬戸井の取水場付近から河川敷にわたる坂路、取水場から上流に向かって前回は坂路を造成したのですが、今回はまだ造っておりません。坂路を造らない予定なのか。また、仮に造らなかったとしても、レガッタ大会の会場への坂路を活用することも可能だと思われれます。そういう意味で、坂路を造成する場所によっては、会場の場所そのものやレイアウトに変

更がある可能性もありそうですが、坂路の造成と、会場やレイアウトの変更があるのかを併せて総務課長に伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

令和3年に開催予定でございました水防演習において、造成をいたしました瀬戸井取水場付近の坂路については、今回の水防演習では会場レイアウトの変更により、新たな坂路造成の計画はございません。

令和3年の開催予定の際には、赤岩渡船場の東側に配置しておりました大規模な一般駐車場のスペースでございますが、今回は主催者でございます国土交通省、それから群馬県、そして本町が協議を行いまして、一般利用者の会場までの動線を再度見直しをした結果、赤岩渡船場の西側のほうへ移動したことによりまして、新たな坂路の造成の必要性がなくなったものでございます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。レイアウトに変更があったということで、駐車場ですか、一般の方の。ああ、そうなのかなんて今思いました。ないのかなと正直思っていたのですが、ただレガッタの坂路を使えばいいかなんて思っていたのですが、やっぱりあったということで分かりました。

では次、演習についての質問をしたいと思います。今回の水防演習は、広域な演習訓練となるため、どこの地域でやっても同じような演習となりそうでございますが、本町には利根大堰があり、休泊川排水機場や、その隣には西邑楽水質浄化センターがあります。本町ならではの演習項目があってもよいと思うのですが、今回の水防演習では本町固有の演習プログラムみたいなものが予定されておるのかというのを総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

水防演習のシナリオにつきましては、主催者でございます国土交通省、それから群馬県及び本町と館林地区消防組合が演習内容を協議して作成しておりまして、前回の宇都宮開催の水防演習と比べまして、演習内容に関して大きく変わったところはございません。

しかし、本町独自の演習項目といたしましては、本町が抱える水害リスクや過去の水害事例の紹介、それから休泊川等の流域が令和5年の12月15日付で県内初の特定期都市河川流域に指定されておりますので、浸水被害対策に計画的に取り組んでいることのご紹介を行う予定となっております。

また、町内の自主防災会及び4つの高齢者施設の方にご協力をいただきまして、避難訓練のVTRを撮影させていただくとともに、ジョイフル本田千代田店様との協定に基づく防災協力のVTRを作成予定となっております。更に、ケーブルテレビ館林様の協力によりまして、避難指示等発令時の

防災情報画面のVTRを作成していただく予定となっております。こちらのVTRについては、いずれも水防訓練の当日の演習会場の中で放映される予定となっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。思ったより本町の行う独自プログラムですか、あったなという印象でございました。水害の事例なんかも、あとジョイフル本田さんとか、多岐にわたっていいのかなと思いますし、本町で行う水防演習は数十年ぶりでございますので、楽しみにしたいなと思っております。

では、次に行きます。今回の総合水防演習は、地域の防災意識の向上を図るには大変有意義な機会であると思えます。本町にも被害をもたらした、先ほどの2019年の台風19号、それからもう7年がたちますし、自治体職員や関係者、消防団だけではなく、一般の町民の参加を強く促して防災意識の向上に役立ててもらいたいと思えますが、町はどのように水防演習へ参加を促す啓発活動を予定しているのかというのを総務課長に伺いたいと思えます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

水防演習につきましては、国土交通省、1都6県、関係市町村の主催により開催され、演習参加人員だけでも約1,000人規模という大規模なイベントでもございます。消防、自衛隊などの救出、救護訓練など、ふだんではなかなか見ることができない迫力のある大規模な訓練を、この地元で間近に見ることができます。この貴重な機会に触れていただくためにも、様々な広報媒体を活用して、町内はもとより町外の方にも大勢お越しただいて、防災意識の向上に結びつけていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 演習規模が1,000人規模だということで、宇都宮は私も拝見させていただきましたので、本当に本町で見れるというのは貴重な体験に一般町民の方にもなると思えますので、ぜひたくさんの方に参加してもらいたいというか、来てもらいたいなと思えます。また、キッチンカーや露天商の方も来ますので、そういった意味では演習以外の魅力もあるので、そういったアピールも、PRというのですか、していただけるといいかなと思えます。

次に、水防演習後の質問でございます。先ほど今回の演習はとて素晴らしい機会とお話をさせていただきましたが、本町にとっても消防関係者にとっても晴れ舞台である水防演習でございますが、演習を終えて、参加した町民をはじめ、各種団体の皆さんにどのような変化、防災意識や行動変容などを町として望んでいるのかというのを総務課長に聞きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

本町における災害リスクの最も高いものが水害でございまして、このたび開催されます利根川水系連合の総合水防演習では、水防に特化した演習でありますことから、水防に対する意識の醸成など、よい効果をもたらすものと考えております。今回の水防演習を契機に各団体のみならず、町民全体の方の防災意識に対する意識の向上が図られることを期待して、地域全体でそれぞれ防災意識を高めて、それぞれの方が自分事として、それぞれ日々取り組んでいただければと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総務課長のご答弁のように、本町にとっては最大のリスクというのが水害、利根川の水害になるのかなと思いますので、今回本当によい機会に、皆さんに町民の方にしてもらって、マイタイムラインとかを本当に設定してもらって、水害の恐ろしさだとか、早め早めの避難行動に結びつけていってほしいなと思っております。

では、次で最後の質問になります。6年前に水防演習が延期となった際に、渡船場付近となかさと公園付近の河川敷を整備した場所は撤去せずに、そのまま本町の管理として現在も使用しております。あれから本町は新橋の建設が決まり、それに付随するアクセス道路も概要が決まっております。そのほか、なかさと公園のキャンプ場整備も順調に進められ、赤岩信号機のチャレンジショップはこの4月にオープンとなるなど、水防演習会場周辺にはたくさんの変化が起きております。それらを踏まえると、今回の水防演習における国が整備する造作物などに対して、今後町が所有管理することを念頭をお願いする整備があるのか。また、水防演習における整備そのものの考えを町長に伺いたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 周辺整備の件ですけれども、まず水防演習がたしか40年弱、37年、38年ぶりかなと、千代田町で行われるのが、かなと思うのです。先ほど総務課長が述べたように、演習に従事する、参加する方が約1,000人、当日の来場者は8,000人を超えるかなと、こういうふうに推測しています。

そのような中で、今回の水防演習の会場整備については、令和3年に整備を行った会場を活用し、実施することが前提となっております。水防演習による会場整備については、水防演習に係る工事のみが対象となります。今回は、なかさと公園前から既存の整備済箇所を含み、瀬戸井取水場上流部の高水敷の整備となります。今回整備するに当たり、関係機関と調整した結果、なかさと公園までの河川敷の整地及び赤岩信号から赤岩渡船場までの坂路の砂利道からアスファルトへの整備につい

て、会場レイアウト変更及び利便性等により、今回の会場整備工事について実施をする予定となっております。

なお、付け加えておきますが、これから千代田町の河川敷においては、議員もご存じのように県のほうで、今渡船場の船の運航のほうで、水面に草が、非常に光が入ってしまうので草が伸びてきています。そのようなことで、利根川の中で、もう工事のほうでそろそろ始まるかなと、もう機械が来ていますからね。そこを運航できるように、利根川の水面にある草のほうの除去、掘削を行います。それに、そのほかに、なかさと公園、以前説明しておりますが、なかさと公園のすぐ前の河川敷の整備、これは町のほうで補助金をいただきながら行っていきたくと、こう考えております。

更に、先ほど述べたように、今回のこの水防演習に伴って河川の整備が行われるという状況になっております。そのようなことを踏まえていきますと、利根川のほうも河川も含めた中で、随分ロケーション等も変わりながら利便性も向上していくのかなというふうに考えております。今から7年前を考えますと、渡船場の近辺は入れるのですけれども、その先に行きますと、もうカヤとか雑木とか、ああいうのがもうすごく繁茂してしまっていて、それを整備されたわけです。写真で見ていただければ分かると思うのですけれども、そのような中で、ここ6年、7年の間で随分利根川も変わってきたかなと。川せがきにおいても、400台近くの駐車場も河川敷に置けるようになってきたというふうに考えていけば、随分利便性も向上してきたかなというふうに考えています。更には、これからはやはりこれで満足でなくて、あそこに店舗も2店舗できますから、赤岩の活性化も含めた中で、点と点と点を結びつけていながら町の活性化につなげていければと、こう考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 町長のご答弁にもあったように、この水防演習を機に、また一層赤岩の会場周辺が整備されることを期待したいと思いますし、さっき1,000人規模の演習で800人ぐらいか、来場者が見込まれる。

[「8,000人」と言う人あり]

○8番（橋本和之君） 8,000人ですか、ごめんなさい、ゼロが1つ違いましたね。8,000人ぐらい来場者が見込まれるということで、本当に本町、町外の方がたくさん来られるので、本町を知ってもらういい機会になると思いますので、ぜひ有効活用というのでしょうか、してもらえるといいのかなと思います。

今日は、農業振興について、利根川水系連合・総合水防演習についてご質問してまいりましたが、高橋町長が就任以来、先ほどの水防演習のところの質問でも触れましたが、新橋建設、なかさと公園キャンプ場、赤岩チャレンジショップ、そのほかにも小中一貫校の建設、その他の新たな都市計画道

路、2月にオープンしたスケートパークに東部拠点事業、新規工業団地の造成と、多くの事業が同時並行に進められております。もちろん議会も議会の立場で協力を惜しみませんが、各事業職員と一丸となり、滞りなく前に進めてもらいたいなと思いますし、それをお願い申し上げて、以上で8番、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で8番、橋本議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時46分）

令和8年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和8年3月5日（木）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度千代田町一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度千代田町一般会計補正予算（第9号）） |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度千代田町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 千代田町長等、職員及び議員のハラスメントの防止に関する条例の制定 |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 千代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定 |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 千代田町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第10号 | 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第11号 | 令和7年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 同意第 1号 | 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 発議第 1号 | 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第12号 | 令和8年度千代田町一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第13号 | 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第14号 | 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第15号 | 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第16号 | 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算 |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高	橋	純	一	君	
副町長	宗	川	正	樹	君	
教育長	田	島	育	子	君	
総務課長	茂	木	久	史	君	
総合政策課長	須	永	洋	子	君	
会計管理者兼 税務会計課長	大	谷	英	希	君	
住民生活課長	高	田	充	之	君	
保健福祉課長	久	保	田	新	一	君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	赤	井		聡	君	
建設下水道課長	坂	部	三	男	君	
都市整備課長	大	川	智	之	君	
教育委員会 事務局局長	森	田	晃	央	君	
監査委員	森	田	和	信	君	
農業委員会 会長	蛭	間	泰	四	郎	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	下	山	智	徳
--------	---	---	---	---

書
書

記
記

山
鈴

邊
木

悠
貴

以
士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 雅哉君) 本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第16まで議了し、日程第17から日程第21までの予算案件については、町長の提案説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの予算説明については、この後設置予定の予算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策に基づき、長引く物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から高校生世代までの子供を対象に、1人当たり2万円の手当を支給することとされ、千代田町でも対象となる世帯に対し、令和8年1月より早急に事業を実施する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度千代田町一般会計補正予算(第8号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,640万7,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に物価高対応子育て応援手当支給事業補助金として3,026万を追加いたしました。

歳出では、民生費、児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業に需用費や役務費、給付金など、必要経費を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森 雅哉君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年12月の国補正予算に基づく重点支援地方交付金により、地域の実情に応じて事業を実施することが盛り込まれ、本町では食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため交付金を活用し、ちよだ暮らし応援商品券配布事業を早急に実施する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度千代田町一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,088万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,728万8,000円といたしました。

歳入については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億1,088万1,000円を追加いたしました。

歳出では、総務費、総務管理費の物価高騰対応地方創生事業費に、暮らし応援商品券配布事業とし

て需用費や業務委託料、交付金などを追加いたしました。

あわせて、農林水産業費として遊休農地の再生や有効利用を図るための補助事業を早急に実施する必要のあることから補助金を追加いたしました。また、予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第3、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年1月27日に公示された衆議院議員選挙に係る事務を実施する体制を速やかに整えるため補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度千代田町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,757万9,000円といたしました。

歳入については、県支出金、県委託金に衆議院議員選挙委託金として1,029万1,000円を追加いたしました。

歳出では、総務費、選挙費の衆議院議員選挙費として、人件費や役務費、業務委託料など必要な事業費を追加いたしました。また、予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、議案第1号 千代田町長等、職員及び議員のハラスメントの防止に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第1号 千代田町長等、職員及び議員のハラスメントの防止に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、首長等によるハラスメント事件や議会議員によるハラスメント事件が数多く報道されております。群馬県内では、現時点においてはハラスメント事案の報道はなされておりませんが、昨年12月には富岡市において群馬県内4例目となる議会ハラスメント防止条例が制定されました。

本町では、幸いなことにハラスメント事案は発生していないという認識にありますが、ハラスメントが発生した場合の対応や、そもそものハラスメントを抑止するための仕組みが必要であると考えて

おります。ハラスメントは個人の尊厳を傷つける行為であり、かつ断じて許せない人権侵害であるとの認識の下、個人の尊重や職場の良好な環境を守る上で、その防止と対応が急務であると考えております。

町長である私、副町長、教育長の特別職、職員及び議員を対象とすることで、執行部と議会が強い信念の下で連携、協力をし、一丸となってハラスメント防止に取り組むことにより、お互いが仕事のしやすい職場環境の確立に寄与するものと考え、本条例を提案するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第1号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案の上程理由につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げたとおりでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、お手元の条例をご覧くださいと思います。

第1条の目的では、ハラスメントが個人の尊厳を傷つける行為であり、かつ、断じて許されない人権侵害であるとの認識の下、身分、職位及び職責にかかわらず、お互いに信頼し、人権を尊重することで、それぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的としております。

2条の定義では、本条例における各用語の定義について規定しております。

第3条のハラスメントの禁止では、ハラスメントが個人の尊厳を傷つける人権侵害であることを理解し、ハラスメントを行ってはならない旨を規定しております。

第4条の町長等の責務、それから第5条の職員の責務、第6条の管理監督者の責務、第7条の議長の責務、それから第8条の議員の責務では、それぞれの立場におけるそれぞれの責務について規定をしております。

第9条の申出等の手続では、議員に対する申出については議会事務局が、それ以外の申出については総務課にて取り扱うことと規定しております。

第10条の事実関係の調査等では、申出があった場合の調査について規定しております。

また、第11条のプライバシーの保護等及び秘密の保持では、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持について規定を行っております。

また、第12条の不利益取扱いの禁止では、ハラスメントに関する相談等を理由にした不利益取扱いの禁止について規定しております。

第13条の対応措置では、ハラスメントの事実が確認された場合の措置について規定しております。

第14条の委任については、この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則において、本条例の施行日を令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） 2 点ほど質問させていただきます。

今回上程されたハラスメント防止条例でございますが、行政及び議会の職場環境を整えるための条例として、全国的にも多くの自治体が制定されていると認識しております。今回、本町では、行政と議会での共通項目を含めた条例ということでございますが、今後、行政側では、本条例に抵触する疑いがあった場合、どのような対応を取っていくのか、また私ども議会と行政では立場が異なることから、議員のほうから職員に対し、程度を超えた言動や行動により職員が被害を受けた場合や、議員の政治活動などで事実と異なる内容などを掲載され、誹謗中傷を受けた場合の対応方法というものを質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、畑中議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の条例でございますけれども、冒頭ご説明をさせていただいたとおり、例えば第 2 条の 5 号にあるのですが、職場という規定はございますけれども、この職場の規定が、職務を遂行する場所に加えて、業務に関連する会合、行事、懇親会、出張先その他業務との関連が認められる場所という形で、役場庁舎はもちろんなのでございますけれども、その他こういった行政運営あるいは議員活動、そういったものの活動の範囲内でも、こういったハラスメント事案にあるものについては対象とするというような規定になってございます。

その中で、やっぱりこの条例で幾つかポイントとなるところがございまして、先ほどのご質問のとおり、第 2 条の中のオのところになりますけれども、先ほどお話しされた職場又は政治活動における誹謗中傷、事実と反する風説の流布、風説の流布とは虚偽の情報や根拠のないうわさを広める行為、そういった嫌がらせとなる言動について、社会通念上許容される限度を超えて、それを受けた者の尊厳が傷つけられ、不利益若しくは脅威を受け、又はその者の職場環境を害されるものという形で規定されておりますけれども、こういったことに関して、これから町執行部、あるいは議会のほうでも共にベクトルを同じ方向に立って、そういったものをハラスメントを防止しながら進めていこうという中でございますけれども、仮に例えばそういった事案があった場合という形になりますけれども、9 条をちょっとご覧いただきたいと思いますが、その前に議員の責務の 8 条のところ、第 2 項で、議員は、自身がハラスメントを行ったと疑われたときは、自ら誠実な態度をもってその対応に当たりというようなことで、説明責任を果たさなければならないというふうになっております。

また、第 9 条で、申出等の手続で、仮にこういった職場においてハラスメントを受け、認識もしく

は把握した者は、職員にあっては町長、議員にあっては議長に対して、その事案を書面や口頭などの手段で報告、申し出ることができるというふうに規定してございます。

また、第10条では、事実関係の調査という形になります。仮に申出が出された場合に、その内容について事実関係の調査を行うような形になります。町長又は議長は、申出があった場合に、当事者、関係者の聞き取り、その他の事実関係の調査を行い、適正に対処しなければならないという形になってございます。

この中で、自治法の第138条の4第3項に規定する附属機関その他の機関を設置することができるというふうになってございまして、町長又は議長が必要があるときには、この138条の4第3項というのが自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関という形になっておりますので、状況によっては、そういった専門的な審査の機関を設置することができるというような規定になってございます。

また、10条の後半、3項以降では、例えば町長が対象者であれば副町長、町長、副町長が対象であれば総務課長、議長が対象であれば副議長、議長及び副議長が対象の案件となっている場合には、議長又は副議長を除く年長の議員という形で、それぞれ規定をしてございます。

また、そういった事実があった場合には、4項のところでございますが、地方公務員法あるいはこういった条例に基づいて公表を行うことを定めてございます。

また、第13条の対応措置のところでございますけれども、町長及び議長は、ハラスメントの事実が確認された場合、こういった結果としてまとまって、それがハラスメントであるということで確認された場合については、町長と議員について町長、副町長、教育長、議員については、氏名及び行為の概要等の公表を行っていきます。

また、職員については、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分などを行っていくという形になってございまして、個人のプライバシーにも配慮しながら、こういった公表を行っていくというような形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） よろしいですか。

1番、畑中議員。

○1番（畑中弘司君） 丁寧な説明ありがとうございました。十分理解をさせていただきました。

私は、まちづくりというのは、執行部が提案しながら、それに対して議会は議論をし、あらゆることを決定しながら、町民の皆様にごできる限りの真実を伝え、理解をしてもらうことで、まちづくりにつながっていくと思っております。

少し前にもありましたが、議員が政治活動として表現の自由や言論の自由をかざし、事実と異なることを発信しながら行政に対しての批判を行い、町民の皆様にご疑念を抱かせるような政治活動は行ってはいけないと感じております。一番の被害者は、事実を知らずに、自らが住むまちに失望をしてし

もう町民であると思いますので、私ども議員も疑わしい行為に関しては、これからはしっかりとした対応を取っていきますので、ぜひとも行政側も毅然とした態度で対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 千代田町長等、職員及び議員のハラスメントの防止に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第2号 千代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第2号 千代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うとともに、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民には災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害による被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的として新規制定するものであります。

詳細については、保健福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） 本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、災害援護制度の種類、内容、金額等、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。議案書の条例文をご覧いただきたいと思います。

第1章、総則、第1条の目的では、この条例の目的について規定し、自然災害により被害を受けた町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とし、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠する条例であることを定めております。

第2条の定義では、この条例において使用する用語の定義について定めております。

第2章、災害弔慰金の支給、第3条の災害弔慰金の支給では、町民が災害により死亡したときに、その遺族に対して災害弔慰金を支給することを定めております。

第4条の災害弔慰金を支給する遺族では、災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位を定めております。

第5条の災害弔慰金の額では、災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額として、生計を主として維持していた場合には500万円、その他の場合には250万円支給することを定めております。

第6条の死亡の推定では、災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定について、法第4条の規定において、当該災害のやんだ後3か月、その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は当該災害によって死亡したものと推定することと定めております。

第7条の支給の制限では、死亡者の死亡の原因が、その者の故意又は重過失による場合などには支給しないことを定めております。

第8条の支給の手続では、災害弔慰金を支給するときは、規則で定める必要な事項の調査等を行うこと、また遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求められることを定めております。

第3章、災害障害見舞金の支給。第9条の災害障害見舞金の支給では、災害により町民が負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに、精神又は身体に法で規定される程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給することを定めております。

第10条の災害障害見舞金の額では、災害により負傷し、又は疾病にかかった障害者1人当たりの災害障害見舞金の額として、生計を主として維持していた場合には250万円、その他の場合には125万円支給することを定めております。

第11条の準用規定では、災害障害見舞金の支給の制限、支給の手続について、災害弔慰金の規定を準用することを定めております。

第4章、災害援護資金の貸付け、第12条の災害援護資金の貸付けでは、群馬県内において災害救助法による救助が行われた災害で、被害を受けた世帯の世帯主に生活の立て直しに資するため、災害援

護資金の貸付けを行うこと及び貸付けに係る所得制限を定めております。

第13条の災害援護資金の限度額等では、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じた災害援護資金の貸付け限度額、並びに償還期間を定めております。

第14条の保証人及び利率では、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てない場合の貸付け利率は、措置期間経過後、年1.5%とすること、また保証人は連帯して債務を負担することを定めております。

第15条の償還等では、被災者の状況に応じ、できるだけ柔軟に対応するため、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とすること。元利均等償還であり、いつでも繰上償還が可能であること。また、償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、法令の規定によることを定めております。

第5章、雑則、第16条の委任では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第3号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第3号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与の改定を行うとともに、特別職及び会計年度任用職員についても、職員に準じた給与等の改定を行います。

また、選挙事務に従事した職員の時間外勤務手当等の取扱いについても、条例上に明記するため、関係する条例の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案については、町長の提案理由にもありましたとおり、令和7年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告に準じて給与改定を行うものでございます。本町におきましては、人事委員会が設置されていないため、例年、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に準拠するとともに、近隣自治体の給与改定状況を参酌し、職員の給与の改定をするとともに、特別職及び会計年度任用職員についても、職員に準じた給与等の改定を行っておりますことから、関係する条例の改正を行うものです。

配付させていただきました議案資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。左側は改正案、右側が現行条例となっております。

それでは、1ページから14ページまで、こちらが第1条と第2条の関係となりまして、千代田町職員の給与に関する条例の一部改正となります。1ページの第1条の関係では、今回の人事院勧告等により通勤距離が片道10キロ以上の職員の通勤手当と宿日直手当の引上げを行います。

また、2ページから3ページにかけて選挙事務に従事した職員の時間外勤務手当の取扱いについて、条例上、新たに明記いたします。

また、3ページ中段から、令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行い、年間支給月数を4.6月分から4.65月分と改正を行うものであり、令和7年12月1日からの適用となります。

続いて、4ページ中段から9ページにかけてまでの別表第1につきましては、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても給料月額を引き上げるため、千代田町職員給料表の改正を行うものであり、令和7年4月1日からの適用となります。

次に、10ページからの第2条関係でございます。こちらは地域手当及び通勤手当について、それぞれ詳細を規則のほうで定める規定といたしました。

13ページをお願いします。こちらは先ほどの第1条関係で引き上げた期末手当勤勉手当について、

来年度以降、6月期と12月期での支給割合を平準化する改正を行うものであり、令和8年4月1日からの施行となります。

続きまして、15ページの第3条及び第4条関係では、千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正となります。第3条関係については、令和7年12月の期末手当の支給月数を職員に準じて引き上げる改正を行い、令和7年12月1日からの適用となります。また、第4条関係では、先ほどの第3条関係で引き上げた期末手当を来年度以降、6月期と12月期で支給割合を平準化する改正を行うものであり、こちらは令和8年4月1日からの施行となります。

続きまして、16ページの第5条及び第6条関係、こちらについては、千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。5条関係では、令和7年12月の期末手当の支給月数の引上げを行うものであり、令和7年12月1日からの適用となります。第6条関係では、先ほどの第5条関係で引き上げた期末手当について、来年度以降、6月期と12月期での支給割合を平準化する改正を行うものであり、令和8年4月1日から施行となります。

また、議案書のほうにお戻りいただきまして、最後の附則につきましてご説明を申し上げます。附則の第1条では、施行期日等を規定しており、先ほどの説明のとおりとなります。

附則の第2条では、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことを規定しております。

附則第3条及び附則第4条では、それぞれの条文中の文言の整理を行っております。

最後に、附則第5条といたしまして、規則への委任規定を設けてございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、議案第4号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第4号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日に改正地方税法が施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、国民健康保険税の既存の区分である医療給付費、後期高齢者支援金、介護給付金に加えて児童手当の拡充などの子育て世帯に対する給付の財源として、新たに子ども・子育て支援給付金を追加いたします。

あわせて、国民健康保険税の未納対策として個人住民税の賦課期日である1月1日に国外在住であった世帯に対して、国民健康保険税の前納を可能とする改正を行います。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） それでは、議案第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほどの町長の提案理由にもございましたとおり、本案は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立し、国において創設された子ども・子育て支援金制度に対応するために、国民健康保険税に関する規定の整備と納税事務の適正化を図るための納期の特例に関する規定を設けるものでございます。

お手元に議案第4号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。アンダーライン箇所が修正部分となりまして、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いたします。

まず、第1の改正理由であります子ども・子育て支援金制度への対応につきましてご説明申し上げます。国において全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、子ども・子育て支援法の一部が改正され、新たに子ども・子育て支援金制度が創設されることとなりました。この制度は令和8年度から開始され、医療保険制度を通じて全世代から、その能力に応じて公平に支援金を徴収する

仕組みとなっております。

国民健康保険税におきましても、都道府県が事業主体として国に納付する子ども・子育て支援納付金、こちらが国民健康保険事業費納付金の一部として位置づけられました。これに伴い、本町におきましても国民健康保険税条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容について申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。最初に、第2条、納税義務者に対する課税額の改正でございます。国民健康保険税の課税総額の内訳として、従来の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに加えて、新たに第4号に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するとともに、文言の定義づけを行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして2ページの中段をご覧ください。国民健康保険税の課税方式は、県内統一的な運営方針において、標準的な保険税算定方式について所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式への移行を目指す方向性が示されたことから、本町では既に令和4年度より、資産割を廃止した形の3方式で課税を行っております。

なお、均等割とは、被保険者1人当たりの課税額を言い、平等割とは1世帯当たりの課税額を指すものでございます。

今回新設する第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法として、世帯主及びその世帯の被保険者について算定した所得割、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額に新たに地方税法に規定された18歳以上被保険者均等割額、こちらを加算して算出するものを定めるものでございます。

ページを進んでいただきまして、3ページの上段をお願いいたします。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額の改正となりまして、本条では軽減対象世帯に対する取決めを行っております。

第1号中に特定世帯、特定継続世帯、こちらの文言がございますが、特定世帯とは、これまで国民健康保険の被保険者であった者が、75歳に到達されたことなどにより後期高齢者医療に移行したことに伴い、同一世帯の他の国民健康保険の被保険者が1人だけになった世帯のことを言いまして、残った方の保険税負担が急に増えることがないように軽減措置が設けられております。後期高齢者医療への移行により、国保加入者が1人になった時点から5年間の期間は、医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額が2分の1になります。また、5年を経過した後の3年間は特定継続世帯として扱われ、この間は医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額が4分の1の軽減となります。

新たに創設されます子ども・子育て支援金分、こちらについても軽減措置の取扱いについては同様となります。

なお、条文の改正につきましては、この後追加いたします第9条の6において、特定世帯、特定継続世帯の文言が使用されることから、本条にて定義づけを行うものとなります。

続きまして、第9条の3から第9条の6までの追加関係でございます。先ほど説明させていただき

ました子ども・子育て支援納付金課税額の具体的な算定に用いる税率等を新たに定めるものでございます。

なお、税率、税額につきましては、群馬県により県内統一数値として示されたものを採用しており、県内全ての自治体が同一となる予定でございます。

初めに、第9条の3では、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額について定めるもので、所得割額の税率を基礎控除後の総所得金額に対し100分の0.3といたします。

続きまして、第9条の4では、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について定めるもので、ページをおめくりいただきまして4ページの上段をご覧ください。被保険者均等割額を1人につき1,200円といたします。

続きまして、第9条の5では、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額について定めるもので、18歳以上の被保険者1人につき100円といたします。

続く第9条の6では、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額について定めるものです。1世帯につきまして800円と規定いたしますが、特定世帯、特定継続世帯について、さきに申し上げました軽減措置を講ずるものでございます。

続きまして、第12条の2の追加でございますが、普通徴収に係る国民健康保険税の納期に関する特例を定めるものとなります。特例の内容でございますが、4ページ下段から5ページにかけての第1項では、1月1日時点で、日本国内に住所がない人が世帯主である国民健康保険の世帯において、普通徴収の税納期を第1期のみとするものであり、続く第2項では、同様の世帯が年度途中で国保に課税した場合について、課税される最初の納期を一括納期とするものになります。

国保税の算出における前年中の所得認定は、1月1日時点の居住地で決定されており、年度途中において国外から転入した場合は、所得額ゼロとして認定されることとなります。そのため、税額の均等割額や平等割額は7割軽減が図られ少額となることから、一括納付とするものでございます。これにより収納率の向上と納税事務のより一層の適正化と円滑化を図るものでございます。

続きまして、第21条関係、国民健康保険税の減額、こちらの改正でございます。本条は、国民健康保険税の減額措置を規定しておりますが、今回の改正により新たに創設される子ども・子育て支援納付金課税額についても、この減額措置の対象に加えるものでございます。

第21条第1項では、世帯の総所得金額が一定基準以下の場合に、均等割額、平等割額を軽減することを定めておりますが、こちらの条文中、第1号が7割軽減、同項の第2号が5割軽減、同項の第3号が2割軽減を規定しております。

ページをおめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第19条の4の規定により、被保険者1人当たり1,200円となりますが、最上段にあります第1号中のキでは、7割軽減のため840円を減額するも

のです。

続くクですが、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額、こちらは第9条の5の規定により1人につき100円となりますが、7割軽減のため70円を減額するものでございます。

続くケですが、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額となります。

(ア)では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について定めておまして、第9条の6の規定により平等割額が800円となりますが、7割軽減のため560円が軽減となります。

続く(イ)では、特定世帯を規定しておまして、平等割額が400円が7割軽減となり、280円が軽減されます。

続く(ウ)では、特定継続世帯を規定しており、平等割額600円が7割軽減となり、420円が軽減されます。

6ページ中段から7ページの上段にかけての第2号、こちらにおいては5割軽減を、7ページの上段から下段にかけての第3号では2割軽減を、それぞれ先ほど説明申し上げました7割軽減と同様の考え方によりまして軽減対象として追加するものでございます。

7ページ下段から8ページの上段にかけての第2項では、国民健康保険税の納税義務者に属する世帯内に未就学児がいる場合における軽減を規定しております。未就学児1人に係る均等割額は、これまでも医療給付費分と後期高齢者支援金分が2分の1に軽減されておりましたが、子ども・子育て支援納付金課税額についても同様の軽減を行う規定を追加いたします。

なお、第1項に規定する所得による軽減後の額について更に軽減を行う制度となりますので、7割軽減世帯では軽減後の3割を更に2分の1に行うという計算方法となります。

続く第3項では、産前産後期間の国民健康保険税の軽減について定めております。軽減対象となるのは、出産予定月の前月から翌々月分までの4か月分、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から翌々月分までの6か月、こちらが所得割額と均等割額から減額をされます。子ども・子育て支援納付金についても同様の取扱いを定めるもので、第7号が所得割額、第8号が均等割額、9ページに参りまして第9号、こちらが18歳以上被保険者の均等割額の減額規定を追加するものでございます。

続いて、9ページから15ページにかけての附則の改正でございます。附則の第3項、第4項及びそれ以降の第6項から第13項までの規定に、第9条の3を加えるものでございます。国民健康保険税においては総所得金額に上場株式等の配当所得、一般株式や上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、土地の譲渡等に係る事業所得、特例適用配当などを含めて算出いたしますが、子ども・子育て支援納付金課税額、こちらの算定についても同様とする旨を記載するものとなります。

資料が変わりまして議案の最終ページ、改め文の附則をご覧ください。附則の第1項では、施行期日を令和8年4月1日と定めておまして、第2項では、令和7年度分までの国民健康保険税につい

ては従前の例による経過措置を定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第4号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。
よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、議案第5号 千代田町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第5号 千代田町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、開発等による本町の農地面積が900ヘクタールを下回ったことから、農業委員会等に関する法律施行令第8条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員の定数に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、農業委員会に関する条例第3条に規定する推進委員の定数を「10人」から「9人」に変更するものとなります。

なお、この条例の施行期日は、現推進委員の任期満了となる日の翌日の令和8年4月20日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第5号 千代田町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。
よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第9、議案第6号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第6号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新規工業団地であります千代田下中森地区の事業化に向けて進めてまいりました都市計画法に基づく法定手続が、令和7年12月26日付で決定告示されたことから、関連する町の地区計画条例を一部改正するものであります。

改正点といたしましては、地域の追加及び建築物の敷地面積の制限を設ける内容となっております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） それでは、議案第6号につきまして詳細説明を申し上げます。

新規工業団地であります千代田下中森地区の事業化に向け、これまで都市計画区域区分の変更、用途地域及び地区計画の変更について、都市計画法に基づく法定手続を進めてまいりました。町長の説

明にもございましたとおり、令和7年12月26日付にて変更に関する件及び町告示をさせていただきました。これに伴い、今回、変更内容との整合を図るため、現地区計画条例の一部を改正するものでございます。

この一部改正につきましては、千代田下中森地区の事業化に当たりまして、隣接する千代田第二工業団地及び千代田第三工業団地と一体となった計画的で良好な工業団地の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものでございます。

以上を踏まえまして、お手元の議案第6号の資料、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。資料をご覧くださいまして、表の右側が現行、左側が改正案となります。

初めに、別表第1についてですが、こちらは地区計画の適用区域を定める内容となります。最下段に区域の名称として千代田下中森地区計画区域、それと区域の範囲といたしまして令和7年12月26日千代田町告示第141号により地区計画が定められた区域を追加いたします。

続きまして、別表第2についてでございますが、こちらは建築物の敷地面積の制限等を定める内容となります。最下段に区域の名称として、千代田下中森地区計画区域、その右隣に地区の名称としてA地区、B地区への列といたしまして、建築物の敷地面積の最低限度をA地区が500平方メートル、B地区が3,000平方メートルをそれぞれ追加するものでございます。

最後になりますが、議案書を見ていただきまして、附則におきまして本条例の施行日を公布の日と定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第10、議案第7号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第7号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4億3,780万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,538万4,000円とするものであります。今回の補正については、年度末を控え、各課局において予算を精査したことから、全般的に減額補正となっております。

それでは、補正の概要について申し上げます。まず歳入では、国庫支出金ですが、地域未来交付金を追加いたします。そのほか町税、寄附金を追加する一方、県支出金については各種事業における実績や額の確定により減額いたします。

次に、歳出であります。人件費では人事院勧告に従い追加するとともに、金額を精査いたしました。

総務費では、余剰金を積み立てるため基金積立金を追加するほか、ふるさと応援寄附金制度に係る経費を追加、また地域防災緊急整備事業として関連経費を追加いたします。これは避難所生活快適化事業としてコンテナ型トイレやポータブル電源などを整備し、避難所生活の大幅な環境改善を図るものであります。

教育費では、学校整備事業において、中学校周辺道路の整備工事費を追加し、総合体育館・温水プール費では、更衣室やロビーのエアコン改修工事費を追加いたします。このほか全般的に年度末ということで一般経費や工事費等を精査し、執行残と見込まれる不明額の補正を行ったことから、ほぼ全科目で減額となっております。また、今年度中の事業完了が見込めない10事業について、翌年度へ繰越しいたします。

詳細について総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費については、6ページの第2表でございますが、繰越明許費をご覧いただきたいと思っております。それぞれの事業において年度内の事業完了が見込めないため、10事業、こちら

を翌年度に記載の金額を繰越明許するものでございます。

また、1ページにお戻りいただきまして第3条、債務負担行為の補正でございます。こちらについては、また申し訳ないのですが7ページをお願いしたいと思います。こちらについて定めております債務負担行為は、地方自治法に基づいて翌年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額について設定するものでございます。令和8年度事業に関して年度当初より速やかに実施するために、表に記載の事業につきまして令和7年度中の入札執行を予定しておりますが、8年度の予算執行行為であることから、その根拠として債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明をさせていただきます。11、12ページをお開き願いたいと思います。初めに、歳入でございます。1款町税、1項町民税では、個人所得額が当初の見込みよりも増加しましたことから、4,300万円増額といたしました。また、法人については、業績が好調である企業の影響から1億2,000万円を追加いたします。

2項固定資産税では、町内の工業団地内の企業による建物や償却資産が増額となったことにより、7,130万6,000円を追加いたします。

3項軽自動車税、おめくりいただきまして13、14ページになりますが、4項町たばこ税及び5項都市計画税につきましても、収入見込額の増によりましてそれぞれ記載の金額を増額いたします。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金では、土木費負担金といたしまして代理の執行に係る原因者負担金を追加いたします。

2項分担金では、衛生費分担金といたしましてふれあいタウンエリア内の下水ます設置に係る受益者負担金を追加いたします。

15、16ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料では、1項使用料及び2項手数料ともに、それぞれ実績見込みに基づき増減しております。

下段になりますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節国民健康保険特別会計保険基盤安定負担金では、交付見込みによりそれぞれ増減するものでございます。4節の児童手当交付金では、交付決定に基づき増減するものでございます。

続いて、17、18ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、6節地域未来交付金ですが、これは国の補正予算にて追加された交付金で、新しい地方経済生活環境創生交付金から変わって新たに創設されたものでございますが、こちらの交付金を活用いたしまして、繰越事業となりますが、地域防災緊急整備事業を行うものでございます。

4目の土木費国庫補助金、2節流域貯留浸透事業交付金では、実績がなかったことに伴い、記載の金額を減額いたします。

下段になります。15款県支出金、1項県負担金では、先ほど国庫負担金で説明した同様の内容の県負担金分となります。

19、20ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費補助金、2節福祉医療費補助金では、

決算見込みによる歳出減に伴い歳入でも金額を減額いたします。

4目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金では、追加採択となりました下辰地区農道整備事業費分といたしまして、小規模農村整備事業補助金を追加いたします。その他決算見込みによる歳出増減に伴い、記載の金額のとおり増減を行います。

21、22ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入では、各基金積立金の利子及び配当金の精査により増減を行うものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、実績に基づき追加いたします。

また、3目ふるさと応援寄附金では、寄附額の増収見込みから2億円を追加いたします。

23、24ページをお願いいたします。18款繰入金、1項特別会計繰入金では、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計ともに事業実績見込みの精査により追加繰入れを行うものでございます。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入では、各項目において実績に基づきそれぞれ増減を行うものでございます。

続きまして、少し飛んで27、28ページから始まる歳出につきましてご説明を申し上げます。初めに、歳出の補正につきまして、主に事業の終了や工事の入札減、物件費をはじめ扶助費や負担金など、令和7年度中における各事業の経費を十分精査し、不用額が生じると見込まれるものについては減額補正となっております。

また、人件費については給与改定などにより精査を行い、全体的に増減補正を行っております。

それでは、主に人件費以外の増加した項目を右側説明欄によりご説明させていただきます。それでは、少し飛びまして31、32ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、説明欄の一番下の基金積立金、こちらに4億8,710万円を追加いたします。内訳を申し上げますと、財政調整基金、公共施設建設基金は減額、ふるさとづくり基金に5万円、次のページになりますが、地域福祉基金に10万円、義務教育施設改築基金に4億9,055万円を積み立てます。5目企画費、3つ目の丸の情報システム事業では、自治体システム標準化事業といたしまして、電算業務委託料のほか機器保守委託料、使用料などそれぞれ減額いたします。

35、36ページをお願いいたします。11目まち・ひと・しごと創生事業費、丸の人の交流促進事業では、ふるさと応援寄附金制度充実事業を2億円増額いたします。これはふるさと応援給付金に係る返礼品の郵送料とポータルサイトなどの手数料を決算見込みにより増額するものです。また、丸の地域防災緊急整備事業では、歳入で触れました地域未来交付金を活用した事業で、コンテナトイレや福祉車両、また避難所で利用できるようポータブル電源や投光器などの購入を行い、避難所生活の大幅な環境改善を図るためのもので、2,458万5,000円を追加いたし、繰越事業といたします。なお、補助率については、2分の1という形になります。

ページが大きく飛びまして、53、54ページをお願いいたします。53、54ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費ですが、丸印の子どものための教育・保育実施事業では、

広域入所児童保育について利用者が増えたことから追加するものでございます。

少し飛びまして、59、60ページをお願いいたします。59、60ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、2つ目の丸の拠点回収事業では、工事請負費としてe c oパーク東において時間外回収所の整備のため46万1,000円を追加するものでございます。

続いて、63、64ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費ですが、2つ目の白丸の農地整備事業ですが、用排水路等整備事業費として水路や農道の整備工事費として132万5,000円を追加いたします。

次の65、66ページになりますが、中段の2項林業費、1目林業総務費では、保安林のリフレッシュ事業負担金として13万円を追加いたします。

それでは、大きくページ飛びまして83、84ページをお願いいたします。83、84ページ、10款教育費、1目教育総務費、2目事務局費、3つ目の白丸の学校整備事業では、用地整備の一環といたしまして中学校北側の町道の付け替え工事費として1,000万円を追加するものです。

また、少し飛びまして99、100ページをお願いいたします。5款保健体育費、3目総合体育館温水プール費、3つ目の白丸の総合体育館温水プール施設管理事業では、施設改修等工事費として730万円を追加いたします。こちらは温水プール内の更衣室やロビーのエアコンの改修工事費となります。

続いて、101、102ページをお願いいたします。最後になりますが、予備費を234万6,000円増額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

めくっていただいて、次のページは給与費の明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 2つほどお尋ねしたいことがございます。

58ページにございますがん検診であるとか検診の委託料が非常に減っているところがあるのですが、例えば58ページもそうなのですが、56ページもそうです。予防費として、予防接種事業としてかなりの減額がございます。結核の予防であるとか健康増進に当たっても減額が見られることはどのようなことで減額になっているのかをお尋ねしたいのと、あとはちょっと飛びまして70ページにございますが、観光費としてこちらのほうの観光振興事業として金額のほうが減額となっておりまして、何か削ったものであるとか達成できなかったことがあるのでしょうか。

これからに当たりまして、多分町もスケボーパークがにぎわっていたりとか、そういうものに関しては非常に喜ばしいことなので、観光振興に関してはどんどん進めていっていただきたいと思うのですが、こちらのほうの減額の理由を教えてくださいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） 茂木議員のご質問にお答えいたします。

がん検診事業と、あと予防接種事業につきまして、こちらのほうが減額されていることの理由ということでございますが、まず予防接種の減額の主な理由でございますが、主に新型コロナウイルスの接種率が見込みより低かった、またHPVの接種率もやはり見込みより低かったということで大幅な減額となっております。

がん検診の事業につきましても、こちらにつきましては、毎回、こちら受診者の方を多めに見込んでおきまして、実際には受診率が低かったということで、こちらの委託料を減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

観光振興事業の減額についてでございますが、主なものと印刷製本費を全額減額させていただいております。これは観光パンフレットの作成を考えておりましたが、ただいまなかさと公園キャンプ場ですとか、赤岩ベースですとか、あとはふれあいテラス、ふれあいスケートパークなどなど動きがちょうどあるところでございます。現状で作っても、すぐに状況が変わってしまうということから、今年度の作成を見送ったものでございます。

また、次の主なものと、観光誘客支援補助金でございますが、2件見込んでおりましたが、今のところ実績がないものですから、こちらも全額減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） では、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第11号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

ただいまより10時45分まで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時45分)

○議長(森 雅哉君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 雅哉君) 日程第11、議案第8号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第8号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に6,178万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,173万2,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、1款国民健康保険税、4款県支出金、6款繰入金の決算見込みにより、それぞれ減額または追加するものであります。

歳出では、1款総務費の職員人件費の給与改定、2款保険給付費、5款保健事業費、8款諸支出金の実績見込み等に伴い、それぞれ減額または追加するものであります。

詳細については、住民生活課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森 雅哉君) 高田住民生活課長。

○住民生活課長(高田充之君) 議案第8号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明をいたします。7ページ、8ページをお開きください。まず、歳入ですが、上段にあります1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税では、現時点の調定額と収納率を見込み、見込みより収納率が低くなることから減額をするものです。

下段にあります4款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、1節の保険給付費等交付金(普通交付金)は、被保険者の療養諸費等に係る全額分を受け入れるものですが、当初予算額よりも給付事業全体での実績見込みが高くなることから追加をするものです。

2節の保険給付費等交付金(特別交付金)では、保険者努力支援分県繰入金(2号分)は、交付見込みにより追加をいたします。特定健診負担金については、事業終了による実績確定により減額をい

たします。

9ページ、10ページをお開きください。上段にあります6款1項1目一般会計繰入金ですが、国より一般会計から国保会計に繰入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入れ必要額を事業実績見込みにより追加あるいは減額をさせていただくものです。

下段にあります6款2項1目基金繰入金ですが、当初予算額で計画していた国保税の収納見込みや、保険税県単一化の影響による特別交付金の交付見込みにより、想定より低かったことにより基金の取崩しを行うものです。

続きまして、歳出でございますが、11ページ、12ページをお開きください。上段にあります1款1項の総務管理費及び下段にあります2項の徴税費の職員人件費につきましては、給与改定によるものとなります。

また、12ページ中段にありますレセプト点検事業については、事業見込みによる減額となっております。

13ページ、14ページをお開きください。上段にあります2款1項療養諸費につきましては、給付実績見込みにより追加するものです。被保険者数の減少により、レセプト件数は減少しておりますが、薬剤の改定や入院などの高額な給付が多いことが追加の要因となります。

中段にあります5款1項の保健事業費ですが、事業終了見込みによりましてそれぞれ減額するものとなっております。

下段にあります5款2項の特定健康診査等事業費ですが、歳入の県支出金の減額により財源補正となるものです。

15ページ、16ページをお開きください。8款1項の償還金及び還付加算金では、令和6年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金に伴う国庫返還金及び令和6年度保険者努力支援交付金特別交付金（事業費分）の精算に伴う返還金でございます。

予備費では、44万7,000円を増額し、収支の均衡を図るものです。

17ページ以降では、給与費明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第12、議案第9号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第9号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に876万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億968万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、1款後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料及び普通徴収保険料を収入見込額に基づき追加するものであります。

2款繰入金では、事務費及び保険基盤安定繰入金の決算見込みにより減額いたします。

次に、4款諸収入、2項雑入では、令和6年度後期高齢者医療広域連合市町村負担金の確定に伴い返還金を追加し、3項の受託事業収入では健診受診者の実績が少なかったため減額いたします。

続きまして、歳出ですが、1款総務費、1項一般管理費では、事務費や長寿医療、健康検診費用委託料を年度末精算により減額し、長寿医療人間ドック助成金は実績見込みにより追加いたします。

次に、2款後期高齢者医療広域連合給付金については、被保険者数の増加により追加し、3款諸支出金では、歳入の諸収入で受け入れた後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第13、議案第10号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第10号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,427万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,708万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しにより、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金をそれぞれ追加または減額するものであります。

歳出では、総務費の職員人件費の見直しにより追加し、年度末に当たり内容を精査し、事務費等不足額を追加または不用額を減額いたします。

保険給付費及び地域支援事業費では、給付費及びサービス事業費の支出見込みにより追加または減額するものであります。

詳細については、保健福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） それでは、議案第10号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、1款介護保険料、3款1項国庫負担金、3款2項2目地域支援事業交付金、ページをおめ

くりいただきまして9ページの4款支払基金交付金、5款県支出金、これらにつきましては歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しによりまして、それぞれ財源分を追加、または減額をするものでございます。

では、前のページをお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。3款の国庫支出金、2項1目財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金の内示額に基づきまして減額するものでございます。

5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金、並びに7目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、交付決定により追加または減額となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金では、歳出の給付費や事業費の見直しに伴いまして、1目介護給付費繰入金を減額し、2目地域支援事業繰入金を追加いたします。

ページをおめくりいただきまして、11ページ、5目その他一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金を追加し、事務費繰入金を減額いたします。

2項1目の介護保険基金繰入金につきましては、介護保険料給付費及び地域支援事業費の見直しに伴いまして基金を充当するものでございます。

13ページ、14ページをお開きください。歳出となります。1款1項1目一般管理費では、職員人件費の見直しにより追加し、郵送料及び公金振込手数料では、実績見込みに基づきまして追加または減額するものでございます。

1款2項1目賦課徴収費、ページをおめくりいただきまして1款3項1目認定調査等費につきましては、主治医意見書作成手数料、介護認定調査委託料などを実績見込みに基づきまして減額するものでございます。

2目認定審査会共同設置負担金につきましては、館林市外邑楽郡5町で共同設置運営している介護認定審査会の運営事業費の構成市町による負担割合が決定されたことにより減額するものでございます。

1款5項1目趣旨普及費につきましては、令和8年度制度改正に伴う周知といたしまして、印刷製本費を追加いたします。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。2款1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る保険給付費となりまして、各介護保険サービスに係る実績見込みに基づき、それぞれ減額するものでございます。

次に、19ページ、20ページをお願いいたします。2款2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係る保険給付費となりまして、各介護予防サービスに係る実績見込みに基づきそれぞれ追加するものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。2款3項1目審査支払手数料につきましても、実績見込

みに基づき追加いたします。

2款4項1目高額介護サービスにつきましては、1か月の利用料が高額となった場合に支給する保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものでございます。

2款5項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の施設入所者などに係る食費及び居住費を軽減するための保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。2款6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、8月から翌年7月の介護保険及び医療保険の合算した自己負担額が限度額を超えた場合に支給する保険給付費となりまして、予算の不足が見込まれることから追加するものでございます。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及びページをおめぐりいただきまして25、26ページ、4項1目審査支払手数料につきましては、サービス事業費及び総合事業費の審査支払手数料の増加が見込まれることから追加するものでございます。

7款3項1目他会計繰出金では、重層的支援体制整備事業分について、年度末精算により一般会計繰出金を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第14、議案第11号 令和7年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第11号 令和7年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第2条の収益的収入及び支出において、下水道事業収益に373万8,000円を追加し、補正後の予算額を2億3,494万2,000円に、また下水道事業費用を25万3,000円減額し、補正後の予算額を2億512万6,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及び補填財源の金額について改めるものであります。

また、資本的収入を1,565万減額し、補正後の予算額を1億2,275万円に、また資本的支出を214万6,000円減額し、補正後の予算額を2億1,703万5,000円とするものであります。

そのほか第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を220万9,000円減額し、補正後の予算額を1,979万2,000円とするものであります。

詳細については、建設下水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） 議案第11号 令和7年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。第2条の収益的収入及び支出と第3条の資本的収入及び支出の補正内容につきましては、14ページから17ページにかけて補正予算（第1号）説明書が添付してございますので、この説明書により主な補正についてご説明を申し上げます。

それでは、14ページ、15ページをお開きください。初めに、収益的収入でございますが、1款1項営業収益、1目下水道使用料に下水道使用料の実績と見込みによりまして250万円を追加いたします。

2項営業外収益、4目長期前受金戻入につきましては、この後ご説明申し上げます減価償却費の補正に合わせて、他会計補助金、国庫補助金、負担金等について、記載の金額をそれぞれ増額するものでございます。

5目雑収益につきましては、西邑楽水質浄化センターの太陽光発電売電収入として2万9,000円を追加いたします。

次に、収益的支出でございますが、1款1項営業費用、2目普及指導費では、下水道接続補助金と浄化槽廃止補助金の申請件数の見込みによりまして50万円を減額いたします。

4目流域下水道維持管理負担金では、下水道の排水量が予定よりも多かつたため95万1,000円を追加いたします。

5目減価償却費では、有形固定資産減価償却費の再計算によりまして155万円を追加いたします。

次に、16ページ、17ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目企業債と3項1目国庫補助金では、下水道管渠築造工事の実績見込みによりまして、それぞれの金額を減額いたします。

4項1目負担金等では、受益者負担金の一括納付の件数が多かったことから、295万円を増額追加いたします。

最後に、資本的支出でございますが、1款1項2目流域下水道建設費負担金については、県の工事実績等に基づき不用額を減額するものでございます。

すみません、1ページにお戻りいただきまして、第3条では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を9,428万5,000円に改め、その補填財源の金額の修正と新たに補填財源として建設改良積立金を加えました。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定められております職員給与費を220万9,000円減額いたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 令和7年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第15、同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月10日をもって任期満了となります原直子氏を引き続き固定資産評価審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

原氏におかれましては、これまでに町職員として長きにわたり住民福祉の向上に寄与され、過去には民生委員・児童委員や女性消防協力会の会員として活躍をされております。地域の信頼も厚く、温厚篤実な人柄であります。

また、これまでも2期6年の間、固定資産評価審査委員として経験を積まれており、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第16、発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど令和7年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告に準じて、町職員の給与改定、また特別職及び会計年度任用職員についても、職員に準じた給与等の改定が行われました。我々議会議員の期末手当についても、例年町職員に準じた改定を行っていることから、均衡を図るべく令和7年12月の期末手当の支給月数に0.05か月を加えて、年間で4.65月分を改正するとともに、来年度以降、6月期と12月期での支給割合を平準化するため改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するもので、第2条の規定につきましては令和8年4月1日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

○議案第12号～議案第16号の一括上程、説明

○議長（森 雅哉君） お諮りいたします。

日程第17、議案第12号から日程第21、議案第16号まで一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第12号 令和8年度千代田町一般会計予算、日程第18、議案第13号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第14号 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第15号 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第21、議案第16号 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第12、13、14、15、16号、ただいま一括上程されました令和8年度千代田町一般会計予算、各特別会計予算及び公営企業会計予算について、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

現在、国内経済は、賃金が上昇し、企業はコスト増の価格転嫁を進め利益を確保、次の賃上げや設備投資拡大に備えるというインフレ経済の好循環が徐々に見られており、デフレを脱却し、正常化しつつあります。

しかしながら、物価高による個人消費の低迷、人手不足による供給制約、金利上昇や円相場の急落といった金融市場の混乱リスクなど、引き続き懸念材料が見受けられます。

このような中、本町においては、社会の変化に柔軟に対応した施策を推進するとともに、将来にわたり持続可能な財政運営を念頭に置き、創意工夫の下、第六次総合計画の将来像となる「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」の実現に向けて、各種事業に着実に前進させてまいります。

さて、昨年12月26日に閣議決定された令和8年度の政府予算案では、令和7年度補正予算での対応に続き、切れ目なく、「強い経済」を実現する予算と銘打たれております。

令和8年度の一般会計総額は122兆3,092億円で、令和7年度と比較し7兆1,114億円の増加となり、予算規模は9年連続して100兆円を超えています。その財源である国税収入は83兆7,350億円と歴代最高額であり、国債の発行額は29兆5,840億円と前年と比較して9,369億円の増額となり、依然として借金により賄われている状況にあり、厳しい財政運営が続いております。

地方財政の状況については、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増額等を歳出に計上し、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を3兆7,364億円を上回る67兆5,078億円を確保するとしています。

次に、本町の財政状況に目を向けますと、ふるさと応援寄附金は依然として好調であるところですが、人件費の増加や物価高が新たな財政圧迫要因となっております。加えて、将来必要となる事業のための財源確保といった課題にも対応していかなければなりません。

こうした状況下で編成を行った令和8年度予算では、ふるさと応援寄附金を活用した切れ目のない

子育て支援などの施策を引き続き進めてまいります。

また、第六次総合計画に位置づけられた重点目標に向けて、めり張りのある予算編成を行いました。ぜひとも議員皆様にご理解いただくとともに、町民の皆様にもご理解いただき、この千代田町がすばらしい町として、より一層発展していくことを望むものであります。

それでは、会計ごとに予算概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。当初予算の総額は、前年度比8,000万円増の88億8,000万円といたしました。千代田町歴代最高額の当初予算となります。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税について、前年度比1億2,636万7,000円増の24億7,756万1,000円を見込みました。このうち主なものを申し上げますと、個人町民税は賃金の上昇が続いていることから、前年度比3,920万8,000円増の5億7,757万9,000円を見込みました。法人町民税は、国内外の経済状況が緩やかな回復基調であることから、前年度比5,984万4,000円増の2億6,843万2,000円を見込みました。固定資産税は、工業団地関連の増額分を考慮し、総額で前年度比2,052万7,000円増の14億514万円を見込みました。町たばこ税では、前年度同額の8,677万9,000円を見込みました。地方譲与税や各種交付金については、地方財政計画や実績等を踏まえ、現状で見込める金額を計上いたしました。

依存財源の中心をなす地方交付税については、地方財政計画の規模が20兆1,848億円で、前年度対比6.5%増とされたため、令和7年度交付実績を踏まえ、普通交付税を前年比1.6%増の8億6,500万円、特別交付税は近年の交付実績を踏まえ、前年度同額の8,500万円を見込みました。

国庫支出金及び県支出金については、それぞれ見込める金額を計上し、寄附金では、近年のふるさと応援寄附金の収入実績が堅調に推移しているため、現状で見込める最大限の金額を見込み、企業版ふるさと納税を含めて合計で26億50万9,000円を計上いたしました。

繰入金については、特別会計繰入金をはじめ、財政調整基金や減債基金、ふるさとづくり基金等からそれぞれ繰り入れ、合計で7億3,545万8,000円を計上いたしました。

町債では、防災行政無線更新の設計のための緊急防災・減災事業債、道路維持補修事業のための公共事業等債、小規模農村整備事業のための地域活性化事業債の借入れを予定しており、前年度比8,630万円減の6,400万円を計上いたしました。全て後年度に交付税措置のあるものとなっております。

このほか、繰越金、諸収入などを見込んで財源の確保を行い、収支の均衡を図りました。

次に、歳出予算であります。新規事業を中心として分野ごとに説明を申し上げます。

初めに、地方創生分野になりますが、引き続きデジタルを活用して活力のあるまちづくりに重点的に取り組んでいくとともに、少子化に伴う人口減少に係る喫緊の課題への対策に対応してまいります。

また、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、なかさと公園をリニューアルし、にぎわい創出の新たな拠点となるような取組みも実施いたします。

福祉分野では、障がい福祉について、第5期障がい者計画、第8期障がい者福祉計画、第4期障がい児福祉計画の一体的な策定を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域共生のまちづくりを目指してまいります。

高齢者福祉については、日常生活に必要な交通の便、または買物機会が確保されていない方へタクシー券等を配布する生活支援事業を拡充して継続するほか、在宅高齢者福祉等推進事業も引き続き実施してまいります。

福祉医療では、高校生世代までの子供や重度心身障害者、ひとり親家庭の方たちを対象に、医療費の経済的負担の軽減を図ってまいります。

児童福祉については、町内こども園での一時預かり事業に加えて、今年度より保護者の就労要件にかかわらず、こども園や保育所等に通っていない原則生後6か月から満3歳未満の全ての子供が、保育施設を時間単位で柔軟に利用できるようにする乳児等通園支援事業を実施するため、教育・保育の質の向上のため、必要な職員を確保できるよう努めてまいります。

また、切れ目のない子育て支援として、育児用品購入費助成事業及びファミリーサポートセンター事業などを継続するとともに、町内こども園を利用する全ての児童に対する給食費の完全無償化も継続いたします。

その他、少子化対策の一環といたしまして、一定所得以下の新婚夫婦等に対し、住居費の一部を補助する結婚等新生活支援事業を継続して実施いたします。

教育分野では、優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させることで「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育を推進してまいります。

各学校にマイタウンティーチャーや特別支援教育支援員を引き続き配置することで、きめ細かな指導や特別支援教育の推進に努めてまいります。

また、いじめ・不登校対策の一環として、各小中学校に心の教室相談員を1名ずつ配置するとともに、教育支援センターにおける支援の充実を図り、学校や家庭との連携を進めることで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援をより充実させてまいります。

更に、英語指導助手の配置による英語指導の充実を図るとともに、日本語指導助手を配置し、日本語の理解が困難な外国籍児童に対し支援、援助を行います。

このほか、引き続き検定料の助成を英語検定、漢字・数学検定だけでなく、多種多様な検定も対象とし、幅広い分野の学習意欲の向上を図ります。

また、小中学校に入学する児童生徒を持つ保護者に対しまして、家庭の経済的負担の軽減及び児童生徒の健全な育成を支援することを目的に入学祝金を支給するとともに、引き続き給食費について全額補助事業を継続いたします。

教育環境の整備では、建築から58年が経過し、老朽化が進む中学校校舎について、同じく建築経過

年数及び老朽化が著しい東西小学校校舎も踏まえて、小中一貫校の整備を進めてまいります。

生涯学習については、コスメ・ニスト千代田町プラザ及び山屋記念図書館を学習する場の拠点とし、各世代の要望に応じた学習内容の充実を目指すとともに、学習成果の発表や活用機会の拡充に努めてまいります。

社会教育ですが、放課後子ども教室では、児童の異年齢交流・体験学習の場と機会の提供を行い、地域未来塾では、引き続き対象を小学生から高校生とし、英語検定をはじめとした各種検定の合格を目指した学習習慣の確立と基礎学力の向上に向けた学習支援を行います。

また、子供たちの成長に必要とされる様々な体験活動を提供するため、子供学習支援事業を中心に、芸術鑑賞や森林体験、農業体験といった体験活動の拡充を図ります。

スポーツ振興については、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、クラブ活動、各種大会を開催し、「観るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツ」のいずれかに関われるように推進してまいります。

また、健康とスポーツを結ぶため、各担当部署と連携しながら、町民の健康増進や生活習慣病改善につなげるための事業も継続して展開していきます。

給食センターについては、引き続き安全で安心して食べられる栄養バランスの取れたおいしい給食を提供してまいります。

交通・防犯・防災分野では、交通安全マナーの向上と事故防止を図るため、園児・児童への交通安全教室及び高齢者などへの啓発活動を実施してまいります。

また、通学路等における交通安全対策については、カーブミラーの設置や道路標識の新設・補修工事、高校生世代に向けた自転車用ヘルメット購入費補助事業を引き続き実施し、交通安全意識の向上、交通事故被害の軽減及び保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

防犯対策では、防犯カメラの増設を警察等関係機関と連携し、計画的に実施するとともに、昨年度より実施しております家庭用防犯カメラやセンサーライトなどの防犯対策品の購入を補助する防犯対策費補助金を継続することで、町内の防犯力の向上を図ります。

災害対策については、いつ起こるか分からない災害に対し、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織未結成地区への結成に向けた支援を引き続き行ってまいります。

また、災害時における重要な情報伝達手段である防災行政無線の更新に向けた設計を行うとともに、各避難所に配置する備蓄品、資機材等の更なる充実を図ってまいります。

環境・保健衛生分野では、日常生活や経済活動に伴う環境問題について、継続して各種事業に取り組んでいく必要があります。

環境保全については、浄化槽設置整備費補助事業について、浄化槽本体に対する補助のほか、宅内配管工事に対しても引き続き補助することで、合併浄化槽への転換を促進してまいります。

地球温暖化対策では、家庭用太陽光発電システム設置費と蓄電池設置費の補助事業を継続し、太陽

光エネルギーの利用を促進いたします。

また、小中学校以外の公共施設においても使用エネルギーの地産地消の検討を進め、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの利用促進を図ってまいります。

塵芥処理事業では、東西のちよだecoパークを有効活用し、より一層のごみの減量化と資源のリサイクルを推進します。

母子保健事業については、周産期母子医療センター等で出産及び妊産婦健康診査を受ける必要がある妊産婦に対し、交通費及び宿泊費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、産後ケア事業において、従来の日帰り型、宿泊型に加え、新たに訪問型の産後ケアを実施することで、産後の初期段階における母子への支援を更に強化し、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

予防接種事業では、定期接種化される妊婦へのRSウイルス予防接種をはじめ、接種希望者が接種できる環境を整備し、予防接種を通じて町民の健康増進を図ってまいります。

成人保健では、健康寿命の延伸を目指すため、引き続き各種健康診査やがん検診等を実施し、早期発見、早期治療の推進を図ってまいります。

更に、引き続きアピランスケア支援事業を実施してまいります。

都市基盤分野では、商業用地内において、既に開業している商業施設との連携を図りながら、更なる地域の活性化に向け、引き続き残り区画への企業誘致活動を行ってまいります。

また、未整備であった公園緑地を多目的広場として整備することで、地域住民の住環境の向上に努めてまいります。一般住民向け分譲地についても、移住者住宅取得費補助金や拡充となった三世代めくもり家族住宅取得等応援事業補助金の存在を広く周知し、販売にさらなる拍車がかかるよう、また移住・定住促進の原動力となるよう努めてまいります。

新規工業団地造成工事については、千代田第三工業団地への進出企業への工場等の建設及び操業に協力してまいります。

また、次なる工業団地の展開のため、群馬県等と連携を図ってまいります。

都市計画道路については、平成12年に都市計画決定されてから25年が経過し、その間の社会状況の変化や今後整備予定の利根川新橋及びアクセス道路といった事柄等を踏まえ、計画の見直しに取り組んでまいります。

耐震に関する事業については、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業に加え、危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助金を創設するなど、住宅等の耐震化及び減災化に努めてまいります。

空き家対策については、空き家内の残置物撤去費用に対する補助金を創設し、空き家の利活用の推進を図り、空家除却補助金の交付要件の見直しを行い、利用目的のない空き家の解体が進むよう努めてまいります。

新規事業の地域商社設立推進事業では、地域の活力を生み出す新たな組織の設立を目指し、民間人材を活用しながら、地域資源や市場の調査、地域・事業者との合意形成などの調査検討を進めてまいります。

利根川新橋の建設については、架橋の位置について群馬県と国との間で協議が調い、また昨年9月には新橋と国道354号線を結ぶアクセス道路のルート案が群馬県から示されました。今後、都市計画決定の手続などを経て事業着手となることから、本町としても県が実施する利根川新橋やアクセス道路に関する業務全般に対し、全面的に連携協力してまいります。

都市計画道路整備事業は、切れ目なく道路整備を進めるために、整備効果の高い路線である都市計画道路呂楽千代田線について、用地交渉を進めてまいります。

橋梁修繕については、令和4年度点検結果により、早期に措置を講ずるべき状態に該当する橋梁9橋のうち、3橋の修繕設計、3橋の修繕工事を進めてまいります。

産業振興分野では、農業において町農業再生協議会を中心に、呂楽館林農業協同組合や県等と連携しながら、効率的かつ安定的な農業経営実現のための支援を行うほか、加工用米や重点野菜、東部地域推進品目野菜の出荷者への補助や、農業用機械購入費の補助など各種補助制度の活用により、意欲ある地域の担い手の育成、支援に努めてまいります。

そして、農道及び用排水路の整備については、小規模農村整備事業や用排水路等整備事業により、順次整備、改修を進めてまいります。

クビアカツヤカミキリ対策事業では、桜を中心に多種の樹木に被害が発生し、拡大していることから、被害の拡大防止に取り組めます。

商工業の振興については、商工会等の関係機関と連携を図りながら、町内事業者による事業継続、販路拡大等を目的とした設備投資、創業による新規参入、地元特産品等の開発研究等の取組みを支援し、地域経済の活性化に努めてまいります。

観光については、着地型観光創出支援補助事業や観光誘客補助事業により事業者を支援し、本町ならではの観光コンテンツの創出、定着に取り組んでまいります。町の物産PRにも注力し、町民、町内企業に積極的に啓発を行い、地域全体の観光に対する機運の醸成に努めてまいります。

消費者行政については、消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

行財政・広報広聴分野では、デジタルトランスフォーメーションを推進し、業務の効率化や働き方改革、電子申請システムによる住民サービスの向上などに取り組んでまいります。

また、令和8年度は、令和9年4月に執行が予定されている群馬県議会議員選挙の準備に万全を期してまいります。

町の情報発信については、「広報ちよだ」や町ホームページ、また町公式LINEをはじめとする各種SNSを充実させながら、時代に即した行政情報や魅力ある地域情報などの内容を迅速かつ分か

りやすく発信してまいります。加えて、ふるさと応援寄附金事業を通じて、群馬県千代田町を広くPRしてまいります。

以上、令和8年度一般会計予算に係る提案理由及び所信の一端を申し上げましたが、地方財政は厳しい状況が続くことが予測されており、取り組むべき行政課題に多額の財源が必要となる中、自治体は知恵を絞って対応していかなければなりません。そのためには、置かれた状況の中で粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命であり、そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ11億3,096万4,000円で、前年度に比べ2,643万8,000円、2.4%の増といたしました。

国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村との共同運営になりましたが、地域住民と身近な町では、資格管理や保険税の賦課徴収、保健事業の実施などを担っております。国保制度の趣旨と保険税の重要性を継続的に啓発することで、収納率の向上を目指すとともに、被保険者の健康の保持増進、疾病の早期発見、また糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、医療機関と連携し、受診勧奨や保健指導を実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,418万2,000円で、前年度に比べ3,389万4,000円、16.9%の増といたしました。令和8年度についても高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施することで、被保険者の状況に応じ健康状態の把握や、フレイル予防、糖尿病性腎症重症化予防事業などを行い、被保険者の健康保持の増進と制度の安定化を図ってまいります。

次に、介護保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ11億1,633万円で、前年度に比べ596万2,000円、0.5%の増といたしました。介護保険制度の持続可能性を確保しながら、介護保険事業の根幹となる第9期介護保険事業計画の計画値と実績値の推移を注視の上、引き続き適正化事業や介護予防事業を推進し、安定運営を目指してまいります。今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

最後に、公営企業会計予算についてご説明申し上げます。公共下水道事業会計であります。令和6年度から地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計方式による予算では、主に事業の運営・維持に係る収益的収入及び支出と、管渠整備等の建設改良に係る資本的収入及び支出に分かれております。

令和8年度の予算における収益的収入については、主に使用料収入ほか会計補助金等で2億3,052万4,000円を計上し、収益的支出については、主に総係費、維持管理負担金、減価償却費で2億1,725万7,000円を計上しております。

また、資本的収入については、主に企業債、国庫補助金等で6,455万円を計上し、資本的支出につ

いては、主に管渠整備に係る建設改良費、建設負担金等で1億4,653万3,000円を計上しております。

下水道の整備については、膨大な資金と期間が必要となりますが、事業の早期完了を目指し、厳しい財政状況を考慮しつつ、効率的な整備を行ってまいります。

以上、各会計における予算についてご説明申し上げました。本町においては、経常的経費や社会保障費が増加している中、将来にわたり持続可能な財政基盤を築き、健全財政を維持することを基本としつつ、町民ニーズに耳を傾けながら、職員一丸となって各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

令和8年度の取組みについてはご理解をいただきますとともに、本町発展のため議員各位の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案理由の説明がありました議案第12号から議案第16号までの5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置しまして、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、11名全員による特別委員会を設置しまして、審査することに決定いたしました。

名称につきましては、令和8年度予算審査特別委員会に決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和8年度予算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長、副委員長は議長から指名いたします。

委員長には、8番、橋本議員、副委員長には、6番、大澤議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されましたが、議案第12号から議案第16号までの5件につきましては、一括して特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの5件につきましては、一括して特別委員会に付託するこ

とに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから11日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、11日まで休会といたします。

なお、明日6日金曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時52分）

令和8年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和8年3月12日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第12号 令和8年度千代田町一般会計予算
議案第13号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第14号 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第15号 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第16号 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算
- 日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君				
副	町	長	宗	川	正	樹	君			
教	育	長	田	島	育	子	君			
総	務	課	長	茂	木	久	史	君		
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君
会	計	管	理	者	兼					
税	務	会	計	課	長	大	谷	英	希	君

住民生活課長	高田充之君
保健福祉課長	久保田新一君
産業振興課長兼 農業委員会長 農務局長	赤井聡君
建設下水道課長	坂部三男君
都市整備課長	大川智之君
教育委員会長 教務局長	森田晃央君
監査委員	森田和信君
農業委員会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	下山智徳
書記	山邊悠以
書記	鈴木貴士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第12号～議案第16号の委員長報告、討論、採決

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1に上げられております議案第12号から議案第16号までの案件については、本定例会2日目の3月5日に予算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、橋本和之議員。

[予算審査特別委員長(橋本和之君)登壇]

○予算審査特別委員長(橋本和之君) 皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告を申し上げます。

予算審査報告。令和8年第1回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名、議案第12号 令和8年度千代田町一般会計予算、議案第13号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算。

2、審査経過、付託年月日、令和8年3月5日。審査年月日、令和8年3月9日・10日。

3、審査結果、議案第12号から議案第16号について、全員賛成により、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(森 雅哉君) ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、11名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、議案第12号 令和8年度千代田町一般会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 令和8年度千代田町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第13号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 令和8年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 令和8年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 令和8年度千代田町介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 令和8年度千代田町公共下水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告どおり可決されました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（森 雅哉君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（森 雅哉君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和8年第1回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今月4日から本日までの

9日間にわたり、令和8年度の当初予算をはじめ、人事や条例など慎重かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。提出いたしました各議案について、議員各位の理解の下、可決いただき心より御礼を申し上げます。また、一般質問をはじめ、審議の過程においていただきました貴重なご意見や提言などについては、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、世界に目を向けますと、メディアを通じてご存じのとおり、イラン周辺の緊迫化とウクライナ紛争の長期化など、国際情勢は依然として不安定な状況が続いております。加えて、エネルギー価格や物価の上昇など、私たちの生活にも影響を及ぼす課題が山積しており、国内におきましても人口減少や少子高齢化の進行、地方創生を目指した地域経済の活性化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのような状況にありますが、令和8年度の当初予算においては、千代田町歴代最高額となる88億8,000万円を計上いたしました。このような時代の中にあるからこそ、基盤自治体である町が果たす役割はますます重要であると認識しております。引き続き、町民の皆様が笑顔で、安心して暮らせる地域社会を築くため、子育て支援の充実、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化、環境整備、福祉の充実、道路網の整備、健康対策など、様々な施策を着実に進めてまいりたいと思います。

先月2月1日にふれあいタウンちよだ内に、ふれあいスケートパークをオープンいたしました。オープン後も多くの人たちにご利用いただいております。大変うれしく思います。議員各位には、オープニングセレモニーに花を添えていただきましてありがとうございました。

また、来月4月1日には、ふれあいタウンちよだの商業用地内に新たな案内所を開設し、同月3日には赤岩渡船場の入り口にある信号機付近に赤岩ベースをオープンいたします。そのほかにも、現在、令和9年度のオープンを目指し事業を進めているなかさと拠点整備事業のほか、我々の希望の橋であります利根川新橋の架橋位置も決定したことから、周辺整備につきましても引き続き模索、研究してまいります。

そして、下中森地内に新たな工業団地を整備するため取り組んでいるほか、都市計画道路呂楽千代田線についても整備に向けた調査や測量などを行い、また大規模プロジェクトである小中一貫校の建設についても推し進めているところであります。

そう考えていきますと、町内にある既存の拠点のほか、新たな拠点を模索、設置していきながら、それらの点と点をどのように結びつけ、線にしていくかが鍵となってまいります。先人たちが築き上げてきたこの千代田町を新たなステージへと押し上げるべく、引き続き職員と一丸となって汗を流してまいります。

同時に、先人たちの思いとともに未来へ受け継いでいながら、時代に即した町政運営を行うため、人材育成の一環として職員の力を最大化させ、町民の笑顔を増やす仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

先般お話ししましたまちづくりの別組織も、時期が来ましたら議員の皆さんにお示ししたいと思

ます。そして、今月28日には第16回桜まつりが第一三共なかさと公園において開催されます。毎年桜まつり実行委員会が中心となって企画立案を行っているこのイベントであります。今年も恒例となっております夜桜ライトアップのほか、「ちよコス3rd」、町文化協会による芸能発表、そして会場内にはキッチンカーや物販ブースの店舗が集合いたします。議員の皆様におかれましてはぜひともご来場いただき、一緒に盛り上げていただきますようよろしくお願いいたします。

さて、私も含めて議員各位におかれましては、1期4年の折り返し地点の時期に来ました。公約をおののが掲げ、夢を語り、結果を残すのが私たちの使命と考えております。これからも自分目線ではなく町民目線に立ち、町を前へ前へ前進させていこうと私は考えております。議員の皆さんもぜひ協力をいただければと思います。

結びになりますが、議員各位にはご健勝とご活躍をお祈りいたしますとともに、今後とも千代田町の発展のため、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月4日から本日までの9日間の会期で開催され、令和8年度の各会計の当初予算をはじめ、令和7年度の補正予算、条例の制定や改正等数多くの重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、全議案が滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議会運営へのご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。また、町長をはじめ、執行部の皆様、関係各位には、会期中何かとご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今般可決された令和8年度の一般会計当初予算は、過去最高額となる前年度比8,000万円増の88億8,000万円となりました。好調なふるさと応援寄附金の活用などにより、総合戦略における4つの重点目標に対して張りのある予算配分が行われており、町のさらなる発展に向けて積極的な事業展開が期待されます。町当局におかれましては、それぞれの審査過程で議員各位から出された意見や要望等について考慮していただき、町行政を推進されますようお願いいたします。議会といたしましても、町民の幸せと町の発展のために、これからも議会としての役割を果たしてまいります。

春の風とともに花の便りが届く季節となりましたが、どうか皆様方には一層ご自愛の上、町の発展のため、ますますのご活躍と、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和8年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時16分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年 月 日

千代田町議会議長 森 雅 哉

①署名議員 金 子 浩 二

②署名議員 橋 本 博 之